

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人住民税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名古屋市は、個人住民税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

名古屋市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人住民税に関する事務
②事務の内容 ※	1 概要 (1) 住民等から提出された申告書等、給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書、国税庁・他市町村から提供された法定調書等による所得情報を基に課税台帳を作成し、課税する。 (2) 納税義務者等の納付・納入等の情報より収納処理を行う。 (3) 滞納者に対して、督促状の発付・滞納処分等を行う。 (4) 納税義務者等からの申請に応じて、各種証明書を発行する。 2 事務の流れ (1) 住民等、国税庁、給与支払者、年金支払者及び他市町村等より所得情報等を取得する。 (2) 所得情報等を委託先で電子データ化する。 (3) (2)で電子データ化した所得情報等を税務総合情報システム(税務システム)に取り込む。 (4) 個人住民税関係情報、生活保護関係情報及び障害者関係情報等を情報連携基盤システム又は中間サーバ経由で取得する。 (5) 住民登録外者の基本情報を住民基本台帳ネットワークシステム経由で取得する。 (6) 所得情報等を基に税額を決定し、課税する。 (7) 他市町村の資料について、当該市町村へ回送する。 (8) 納税通知書等を委託先で作成する。 (9) 納税義務者等へ納税通知書等を送付する。 (10) 所得情報等を情報連携基盤システムを経由して、中間サーバーに登録する(他市町村等に提供を行う)。 (11) 所得情報等を情報連携基盤システムを経由して、本市他課へ移転する。 (12) 課税情報に基づき、申請に応じて各種証明書を発行する。 (13) 収納情報を管理し、納付された税額等を把握する。 (14) 滞納情報を管理し、督促状等の送付及び滞納処分を行う。
③対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務総合情報システム(税務システム)
②システムの機能	1 課税管理機能 (1) 納税義務者等を管理する機能。 (2) 課税資料(申告書・給与支払報告書等)を管理する機能。 (3) 課税を行い、課税情報を管理する機能。 (4) 住民税申告書の作成を支援する機能。 2 収納管理機能 (1) 収納情報を管理する機能。 (2) 過誤納金について還付・充当等を行う機能。 3 滞納管理機能 滞納情報(滞納者・滞納税額等)を管理する機能。 4 証明書発行機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [O] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [O] 宛名システム等 [] 税務システム [O] その他 (審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX))

システム2	
①システムの名称	情報連携基盤システム(庁内連携システム及び宛名システム等)
②システムの機能	1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバーに対し返却する。 2 宛名情報等管理機能 宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能。 3 中間サーバー連携機能 中間サーバー又は中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能。 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、宛名番号、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能。 5 セキュリティ管理機能 暗号化機能及び情報照会・提供記録等を管理する機能。 6 職員認証・権限管理機能 情報連携基盤システムを利用する職員又は業務システムの認証と付与された権限に基づいた各種機能や宛名情報へのアクセス制御を行う機能。 7 システム管理機能 パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、情報連携基盤システムを利用する業務システム)

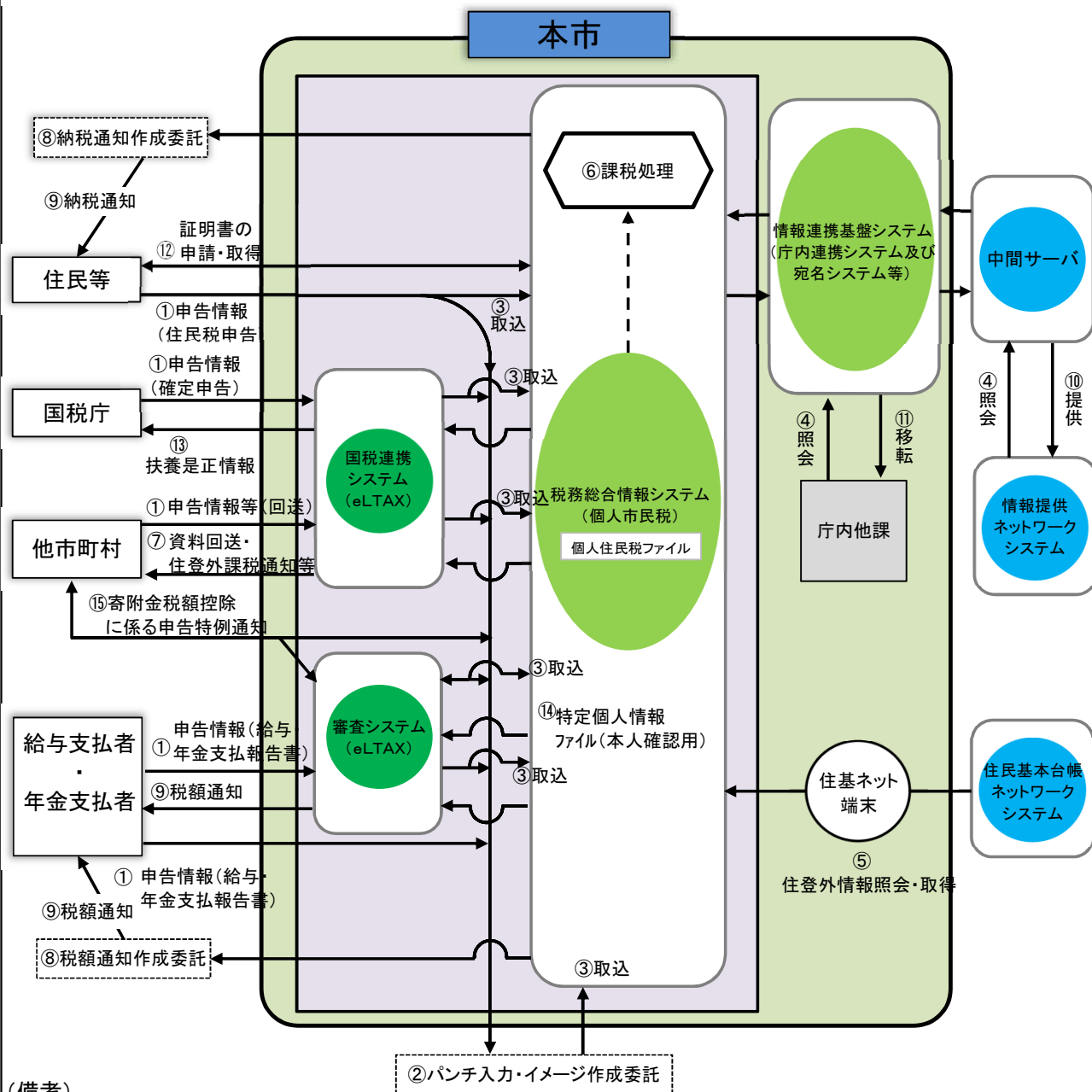
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存業務システム、宛名システム及び既存住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)及び符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供及び符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 暗号化／復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リスト情報を管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム4	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	1 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 2 本システムでは、固定資産税(償却資産)、事業所税の申告、給与支払報告書等の提出、各種申請・届出について、書面に代えてインターネットを通じて手続を行うことができる。 3 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ、審査システム(eLTAX)で受領する。 4 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務総合情報システム(税務システム)と連携している。 (1)審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 (2)税務総合情報システム(税務システム)から審査システム(eLTAX)への連携:プレ申告データ、特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)等 5 審査システム(eLTAX)は、以下の機能等を実装している。 (1)個人住民税:給与又は公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額等を特別徴収義務者に送付、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを他自治体との間で送付及び受領する。 (2)固定資産税(償却資産):償却資産の所有者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、償却資産申告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、予め所有者名等を入力したプレ申告書を、償却資産の所有者に送付する。 (3)事業所税:事業所税の納税義務者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、事業所税の申告書等を受領する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)) ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム ☐ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))
システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	1 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 2 国税庁のe-Taxに申告された所得税確定申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税確定申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。 3 国税連携システム(eLTAX)は、以下の機能等を実装している。 (1)国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。 (2)他市町村に対して、所得税確定申告書等データを送付する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX)) ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム ☐ その他 (地方税ポータルセンタ(eLTAX))

[illegible]

(別添1) 事務の内容

■個人住民税の課税事務

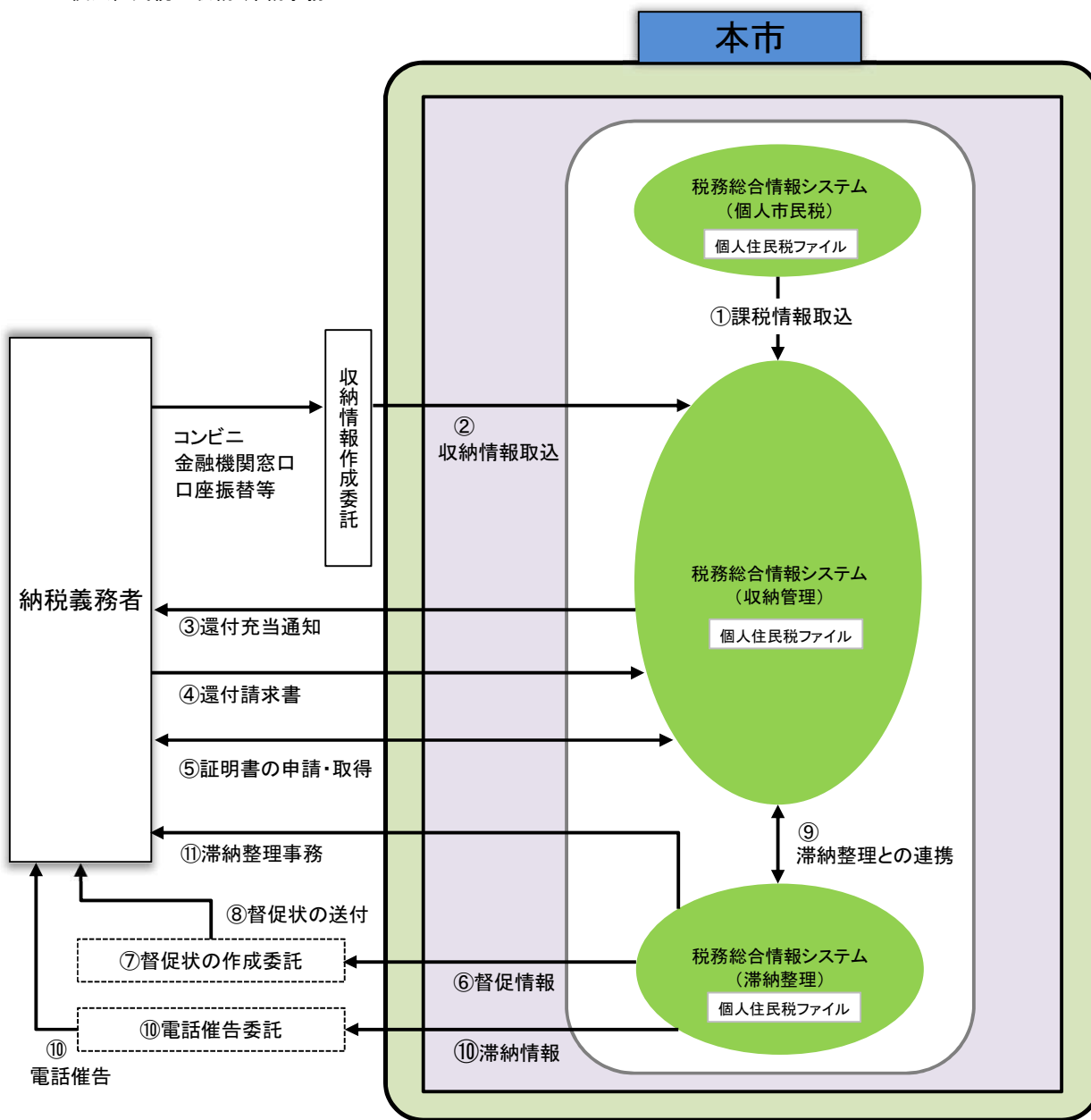


(備考)

- ①住民等より提出される住民税申告書等を受け付け、確認を行う。また、国税庁及び他市町村より所得税確定申告書、住民税申告書等及び住民登録外課税通知等データを取得する。
- ②申告情報等を委託業者にて電子ファイル化する。
- ③申告情報等を税務総合情報システム(個人住民税)に取り込む。
- ④情報提供ネットワークシステム又は情報連携基盤システムより、個人住民税関係情報、障害者関係情報及び生活保護関係情報等の照会を行う。
- ⑤住民基本台帳ネットワークシステム端末を利用して、住民登録外者の個人番号を照会する。
- ⑥税務総合情報システム(個人住民税)で課税処理を行う。
- ⑦他市町村へ課税資料を回送する。また、住民登録外者の住民登録地へ課税通知を送付する。
- ⑧課税処理で作成した納税通知書等情報を委託業者に提供し、納税通知書等の作成・封入を行う。
- ⑨納税通知書等を納税義務者へ送付する。
- ⑩所得情報を中間サーバへ連携して提供を行う。
- ⑪所得情報を市内他課システムへ連携して移転を行う。
- ⑫住民等の申請に応じて、各種証明書を発行する。
- ⑬調査により、申告情報に誤りがあった場合、扶養是正データを国税庁へ送付する。
- ⑭特定個人情報ファイル(本人確認用)を審査システム(eLTAX)へ連携する。
- ⑮寄附金税額控除に係る申告特例通知データを送付・受領する。

(別添1) 事務の内容

■個人住民税の収納・滞納事務



(備考)

- ①税務総合情報システム(個人住民税)から連携された課税情報を取り込む。
- ②委託業者において作成した収納情報を、税務総合情報システム(収納管理)に取り込む。
- ③納付額が課税額より多い場合は、納税者に還付通知書を送付する。
- ④還付請求書を受け付ける。
- ⑤納税義務者等の申請により、納税証明書等を交付する。
- ⑥督促情報を作成し、督促状作成のために委託業者へ提供する。
- ⑦委託業者において督促状の印刷を行う。
- ⑧委託業者において督促状を送付する。
- ⑨滞納整理事務を行うため、課税情報及び収納情報を税務総合情報システム(滞納整理)に連携する。
- ⑩委託業者において滞納情報を基に電話催告を行う。
- ⑪税務総合情報システム(滞納整理)の情報を基に滞納整理事務を行う。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	1 賦課期日時点で本市に住所を有する者 2 本市に事業所又は家屋敷を有し、本市に住所を有しない者 3 1又は2のうち、各種申告等(給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書等)があった者の配偶者及び被扶養者 4 給与支払者及び年金支払者
その必要性	1 適正かつ公平な課税を行うために、地方税法第294条、同法第317条の2及び番号法第14条等に基づき課税情報を保有する。 2 情報提供ネットワークシステム又は情報連携基盤システムを利用した情報連携をするために、個人を一意に特定する必要がある。
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (個人情報保護依頼)

	その妥当性	1 個人番号:納税義務者、その配偶者及び被扶養者等を正確に特定するために保有する。 2 個人番号対応符号:他市町村等と情報連携を行うために保有する。 3 その他識別情報(内部番号):本市において、個人を一意に特定するために独自の識別番号を保有する(以降、宛名番号と表記) 4 4情報(氏名、性別、生年月日及び住所):通知書等の送付先情報として使用するために保有する。 5 連絡先(電話番号等):本人への連絡などに使用するために保有する。 6 その他住民票関係情報:適正な課税を行うため、賦課期日時点の納税者、配偶者及び被扶養者の状況を保有する。 7 地方税関係情報:適正な課税を行うため、賦課期日時点の納税義務者に係る課税資料等を保有し、その配偶者及び被扶養者の状況を保有する。 8 国税関係情報:確定申告書等の情報を適正な課税を行うため保有する。 9 雇用・労働関係情報、年金関係情報:特別徴収税額の通知を行うため保有する。 10 障害者福祉関係情報:課税判定及び税額算定又は減免判定を行うため、賦課期日又は納期限時点の納税義務者、その配偶者及び被扶養者の状況を保有する。 11 生活保護・社会福祉関係情報:課税判定及び減免判定を行うため、賦課期日又は納期限時点の納税義務者の状況を保有する。 12 個人情報保護依頼:本人以外からの証明発行申請等に対して、DV等の個別事情により、回答を拒否する対象であることを把握するために保有する。
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日		平成28年1月1日(令和4年1月システム更改予定)
⑥事務担当部署		総務局行政改革推進部情報化推進課、財政局税務部市民税課及び収納対策課
3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (スポーツ市民局、健康福祉局) [○] 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、日本年金機構) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (地方公共団体情報システム機構、他市町村個人住民税担当部署・生活保護担当部署・障害者福祉担当部署等、共済組合) [○] 民間事業者 (給与支払者・年金支払者) [] その他 ()
②入手方法		[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳システム、LGWAN)
③入手の時期・頻度		1 申告書等、通知等により、随時入手する。 2 個人番号、4情報等につき、住民登録者は住民基本台帳システムの異動情報と即時連動し、住民登録外者は事務上納税者の特定が必要な時に、その都度更新する。
④入手に係る妥当性		1 適正な課税のため、所得情報等を申告書等により把握する必要がある。 2 賦課期日時点の住所、納税告知先を把握するため、住民基本台帳情報の入手が必要である。

⑤本人への明示		1 所得情報等の取得について、地方税法第317条の2、同法第317条の3及び同法第317条の6等により規定されている。 2 課税事務等に必要の場合は、番号法第14条により本人等から情報の提供を求めることができ、同法別表第2の第27項により情報提供ネットワークシステムを経由して、情報照会できることが規定されている。
⑥使用目的 ※		1 所得・控除等の課税情報を入手する。 2 課税情報と納税者等の特定及び被扶養者の確認を効率的に行う。 3 課税情報等と生活保護関係情報又は障害者関係情報等を効率的に突合する。
変更の妥当性		-
⑦使用の主体	使用部署 ※	栄市税事務所、ささしま市税事務所、金山市税事務所及び財政局税務部
	使用者数	＜選択肢＞ [500人以上1,000人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		1 次の者の賦課期日時点等の情報を登録する。 (1)本市に住所を有する者 (2)本市に住所を有しないが、本市に事務所若しくは家屋敷を有する者 (3)確定申告書、住民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等(以下課税資料という)の提出があった者の配偶者及び被扶養者等 (4)給与支払者及び年金支払者 2 提出された課税資料について、4情報(氏名、性別、生年月日及び住所)により個人を特定し、支払額・控除額等を登録し、課税台帳を作成する。 3 情報提供ネットワークシステムによる他市町村等との情報連携及び情報連携基盤システムを利用した本市内の情報連携を行う。 4 課税資料を名寄せして、課税決定する。 5 特別徴収義務者に対し、特別徴収税額通知を送付する。 6 納税義務者に対し、納税通知書を送付する。 7 4により決定された税額に基づいて、収納事務及び滞納整理事務を行う。
情報の突合 ※		1 課税情報と住民基本台帳情報を突合して、課税判定を行う。 2 課税情報と生活保護関係情報及び障害者関係情報を突合して、課税判定及び減免判定等により税額を決定する。 3 各種申告情報等を納税義務者で突合し、合算する。 4 同一人の重複登録が行われないように、新規登録の際に登録済みの者との突合を行う。
情報の統計分析 ※		課税対象者数などの統計は行うが、特定の個人を判別しうような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		1 住民基本台帳情報との突合により、課税の判定を行う。 2 生活保護関係情報及び障害者関係情報との突合により、課税判定及び減免判定等により税額の決定を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> (7) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1		税務総合情報システム再構築・運用保守業務	
①委託内容		税務総合情報システム(税務システム)の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。また、データバックアップの遠隔地保管を委託している。	
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	課税対象者、配偶者、被扶養者及び特別徴収義務者	
	その妥当性	1 税務総合情報システム(税務システム)の安定稼働のため専門知識を有する事業者に委託している。 2 法制度改正等に伴うシステム改修を行う際に、本番稼働前に事前テストを行い、正しく稼働することを確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[☐] 専用線 [] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☐] その他 (庁内の電算エリア内での作業及びバックアップ媒体(暗号化)の運搬、保管)	
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		富士通株式会社 東海支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。	
	⑨再委託事項	税務総合情報システムのアプリケーション保守作業及び運用オペレーション作業等	
委託事項2		課税情報のパンチ入力	
①委託内容		課税情報のパンチ入力	
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	課税対象者、配偶者、被扶養者及び給与支払報告者	

	その妥当性	課税資料について画像ファイルを作成し、課税について必要な項目をパンチすることにより、課税事務上の事務軽減を図っている。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [○] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		TIS株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	＜選択肢＞ [再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。
	⑨再委託事項	パンチデータ作成作業の一部
委託事項3		納税通知書等の印刷・封入
①委託内容		納税通知書等の印刷・封入
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		＜選択肢＞ [特定個人情報ファイルの一部] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	＜選択肢＞ [100万人以上1,000万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び特別徴収義務者
	その妥当性	納税通知書等の大量の印刷・封入について、課税処理後に速やかに行う必要がある。
③委託先における取扱者数		＜選択肢＞ [100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		TIS株式会社

再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	再委託先名称、再委託先の業務範囲、業務期間、業務従事者名簿、再委託の理由、再委託先の選定理由及び再委託先に取得情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項を遵守させる旨が記載された申請書の提出を受け、承諾を判断する。	
	⑨再委託事項	納税通知書等の封入、封緘及び配送作業	
委託事項4		eLTAXの運用管理	
①委託内容		eLTAXの運用管理	
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[100万人以上1,000万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	eLTAXを利用して提出された申告書等に関する公的年金等受給者、所得税確定申告者及び給与支払者及び給与受給者等	
	その妥当性	審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)の安定稼働のため専門知識を有する事業者に委託している。	
③委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (LGWAN)	
⑤委託先名の確認方法		名古屋市契約事務手続要綱に基づく入札結果等の公表、名古屋市電子調達システムでの随意契約内容の公表、名古屋市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。	
⑥委託先名		株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項5		特別徴収税額通知情報の媒体作成	
①委託内容		特別徴収税額通知情報の媒体作成	
	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	媒体により給与支払報告書を提出された特別徴収義務者及び納税義務者	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	☐ 提供を行っている (62) 件 ☐ 移転を行っている (37) 件 ☐ 行っていない
提供先1	情報提供ネットワークシステムを介して提供する提供先については、別表1に記載
①法令上の根拠	別表1に記載
②提供先における用途	別表1に記載
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 100万人以上1,000万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税ファイルに記録されている者のうち、提供先において必要となる者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	当初課税時及び更正時(月2回)
提供先2	公的年金等支払報告書に係る年金支払者(日本年金機構等)
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金支払者が、年金所得に係る個人住民税を年金給付の支払をする際に特別徴収し、本市に納入するため。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づく、年金所得に係る特別徴収に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (LGWAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	1 年金からの特別徴収停止通知 年12回 2 特別徴収税額通知 7月～12月
提供先3	行政機関、地方公共団体及び民間事業者等の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与支払者が、給与所得に係る個人住民税を給与の支払をする際に特別徴収し、本市に納入するため。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、特別徴収の方法によって徴収する給与所得に係る特別徴収税額情報

④提供する情報の対象となる 本人の数	＜選択肢＞ [10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者、給与支払者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 (LGWAN) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	5月及び随時
提供先4	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第9号
②提供先における用途	個人住民税の課税等
③提供する情報	他市町村で課税する者に係る給与支払報告書、公的年金等支払報告書及び所得税確定申告書等情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	＜選択肢＞ [1万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	他市町村で課税する者等
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 (LGWAN) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先5	国税庁長官
①法令上の根拠	番号法第19条第9号、地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定
③提供する情報	個人住民税関係情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	＜選択肢＞ [1万人以上10万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	

⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	随時
提供先6	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号
②提供先における用途	納税者から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、納税者ID(識別番号)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	本市に対して電子申告を行った者のうち、本市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	随時
提供先7	市町村長
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税とした旨及び住所、氏名等(住登外課税通知) 寄附金額及び住所、氏名等(寄附金税額控除に係る申告特例通知書)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税した者(住登外課税通知) 寄附金税額控除に係る申告書の特例対象となる寄附をした者(寄附金税額控除に係る申告特例通知書)
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 (LGWAN)
⑦時期・頻度	5月ほか随時(住登外課税通知) 1月(寄附金税額控除に係る申告特例通知書)
移転先1	別表2を参照

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 以下に示した条件を満たしているサーバ内のストレージ装置にデータとして保管している。 (1)メインサーバ等は鍵付きの免震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。また、生体認証による入退室管理を実施するとともに、自動消火装置及び監視カメラを設置している。 (2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (4)申告書等について、施錠可能な場所に保管している。 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)の審査サーバ及び国税連携システム(eLTAX)の受信サーバは、有人による監視や入退館装置による管理をしている建物の中で、さらに生体認証による入退室管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠可能なラック内に保管する。また、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (1)情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。 4 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> [10年以上20年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	名古屋市情報あんしん条例施行規程に基づき、賦課更正、決定期間の7年を満たす、最も近い期間(10年)を設定している。ただし、宛名情報については団体内統合宛名番号に紐付く全ての特定個人情報が不要となるまで保管する必要がある。											
③消去方法		1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2)移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 (3)機器撤去の際には、機器の保守業者において、保存された情報が読み出しできないよう撤去前に処理し、市に結果を書面で報告する。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)保管期間を過ぎた特定個人情報は定期的に削除する。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 3 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (1)特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 (2)ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。											
7. 備考													

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

宛名情報

項目名		
1 個人番号	51	郵便番号
2 関連相手先宛名番号	52	電話番号
3 最新宛名番号	53	本籍地
4 宛名番号	54	筆頭者名
5 団体内統合宛名番号	55	前市内市外区分
6 住所情報	56	前市外住所コード
7 市内市外区分	57	前住所自治体コード
8 市外住所コード	58	前住所町名コード
9 住所自治体コード	59	前住所番地コード
10 住所町名コード	60	前住所枝番コード
11 住所	61	前住所小枝番コード
12 住所番地編集区分	62	前住所枝番3コード
13 住所枝番コード	63	前住所番地編集区分
14 住所番地コード	64	前住所
15 住所小枝番コード	65	前住所方書
16 郵便番号	66	自治体コード
17 方書	67	国籍コード
18 氏名情報	68	住定日
19 カナ氏名	69	住定届出日
20 カナ名	70	消除日
21 漢字氏名	71	消除届出日
22 漢字名	72	在留期間開始日
23 法人種別コード	73	在留期間終了日
24 法人種別位置区分	74	宛名グループ番号
25 異動情報	75	代表者宛名番号
26 異動事由コード	76	特宛人宛名番号
27 登録元コード	77	宛名履歴番号
28 登録日	78	住所方書
29 異動日	79	カナ世帯主名
30 届出日	80	漢字世帯主名
31 住民日	81	口座番号
32 住民届出日	82	名義人カナ氏名
33 終了日	83	名義人漢字氏名
34 開始日	84	受付番号
35 審査更新－最終更新日	85	納税組合番号
36 異動年月日	86	法人番号
37 在留の資格コード	87	組合名
38 送付先住所情報	88	組合長宛名番号
39 履歴番号	89	不詳生年月日
40 世帯番号	90	最終宛名番号
41 世帯識別番号	91	通知書番号付加番号
42 住民番号	92	最終通知書番号
43 検索カナ氏名	93	旧市外住所コード
44 カナ通称名	94	旧住所自治体コード
45 検索漢字氏名	95	旧住所町名コード
46 漢字通称名	96	旧住所番地コード
47 生年月日	97	旧住所枝番コード
48 和暦生年月日	98	旧住所小枝番コード
49 登録生年月日	99	旧住所枝番3コード
50 性別	100	旧住所

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名		
101 中間サーバー受付番号		
102 中間サーバー受付明細番号		
103 照会実施管理番号		
104 同一生計配偶者		
105 身体障害者手帳番号		
106 障害名		
107 精神手帳番号		
108 委託特定個人情報名コード		
109 DVフラグ		
110		
111		
112		
113		
114		
115		
116		
117		
118		
119		
120		
121		
122		
123		
124		
125		
126		
127		
128		
129		
130		
131		
132		
133		
134		
135		
136		
137		
138		
139		
140		
141		
142		
143		
144		
145		
146		
147		
148		
149		
150		

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

アクセスログ(共通)		アクセスログ(宛名)	
項目名		項目名	
1 作成日		1 プログラムID	
2 作成時間		2 処理内容	
3 自治体コード		3 帳票ID	
4 自治体名称		4 発行部数	
5 職員コード		5 アクセスコード	
6 職員名称		6 処理名	
7 所属コード		7 宛名番号	
8 所属略称		8 自治体コード	
9 端末ID-クライアント		9 税目コード	
10 IPアドレス-クライアント		10 車両コード	
11 端末ID-サーバ		11 世帯番号	
12 IPアドレス-サーバ		12 住民番号	
13 サーバ種別		13 個人番号	
14 プログラムID		14 個人法人区分名	
15 業務コード		15 氏名名称	
16 業務名		16 住所	
17 処理内容		17 関連先宛名番号	
18 発行部数		18 利用者自治体コード	
19 事由コード		19 利用者業務コード	
20 事由名		20 利用者ID	
21 処理名		21 納税者ID	
22 個人番号		22 検索宛名番号	
23 宛名番号		23 検索カナ氏名・名称	
24 世帯番号		24 検索漢字氏名・名称	
25 住所		25 検索世帯番号	
26 認証		26 検索個人法人区分	
27		27 検索個人法人詳細区分	
28		28 検索性別	
29		29 検索生年月日	
30		30 検索電話番号	
31		31 検索住所コード1	
32		32 検索住所コード2～5	
33		33 検索検索区分	
34		34 検索消除区分	
35		35 納組番号	
36		36 検索納組番号	
37		37 検索組合名漢字	
38		38 検索組合長宛名番号	
39		39 検索自治体コード	
40		40	
41		41	
42		42	
43		43	
44		44	
45		45	
46		46	
47		47	
48		48	
49		49	
50		50	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

アクセスログ(収納)		アクセスログ(滞納)	
項目名		項目名	
1	プログラムID	1	プログラムID
2	処理内容	2	処理内容
3	帳票ID	3	帳票ID
4	発行部数	4	発行部数
5	アクセスコード	5	アクセスコード
6	メニューボタン名	6	処理名
7	税目コード	7	調定年度
8	調定年度	8	課税年度
9	課税年度	9	税目コード
10	通知書番号	10	通知書番号
11	事業年度開始日	11	事業年度開始日
12	申告区分	12	申告区分
13	申告連番	13	申告連番
14	月期別	14	月期別
15	宛名番号	15	カナ氏名
16	自治体コード	16	生年月日
17	入金消込-納付書番号	17	性別コード
18	再発行-納付書番号	18	住所
19	過誤納-過誤納番号	19	方書
20	過誤納-還先宛名番号	20	宛名番号
21	過誤納-還先氏名	21	世帯番号
22	督促-納付書番号	22	職員番号
23	現年催告-納付書番号	23	自治体コード
24	返戻-納付書番号	24	処分コード
25	口座引落日	25	調書番号
26	金融機関	26	納付書番号
27		27	確認番号
28		28	口座振替回数
29		29	標識番号
30		30	個人番号参照有無
31		31	
32		32	
33		33	
34		34	
35		35	
36		36	
37		37	
38		38	
39		39	
40		40	
41		41	
42		42	
43		43	
44		44	
45		45	
46		46	
47		47	
48		48	
49		49	
50		50	

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

アクセスログ(個人市民税)

項目名	
1 プログラムID	51
2 処理内容	52
3 帳票ID	53
4 発行部数	54
5 アクセスコード	55
6 処理名	56
7 カナ氏名	57
8 生年月日	58
9 性別コード	59
10 方書	60
11 画面名称	61
12 個基-課税年度	62
13 個基-宛名番号	63
14 個基-自治体コード	64
15 個基-履歴番号	65
16 個基-世帯番号	66
17 事基-宛名番号	67
18 事基-履歴番号	68
19 資料-課税年度	69
20 資料-登録区コード	70
21 資料-資料種別コード	71
22 資料-資料番号	72
23 資料-履歴番号	73
24 資料-宛名番号	74
25 賦課-課税年度	75
26 賦課-宛名番号	76
27 賦課-自治体コード	77
28 賦課-履歴番号	78
29 賦課-徴収区分	79
30 資個-課税年度	80
31 資個-登録区	81
32 資個-資料種別	82
33 資個-資料番号	83
34 資個-履歴番号	84
35 資個-宛名番号	85
36 資個-扶養宛名番号	86
37 資個-個人番号参照有無	87
38	88
39	89
40	90
41	91
42	92
43	93
44	94
45	95
46	96
47	97
48	98
49	99
50	100

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

個人市民税情報

項目名	項目名
1 課税年度	51 算出所得割－土地事業
2 調定年度	52 算出所得割－分短一般
3 自治体コード	53 算出所得割－分短軽減
4 宛名番号	54 算出所得割－分長一般
5 世帯番号	55 算出所得割－分長優良
6 徴収区分	56 算出所得割－分長居住
7 賦課履歴番号	57 算出所得割－山林所得
8 更正事由コード	58 算出所得割－退職所得
9 個人基本種別コード	59 算出所得割－株式譲渡
10 個人基本廃止理由コード	60 算出所得割－肉牛売却
11 未成年者区分	61 算出所得割－先物取引
12 生活扶助区分	62 算出所得割－上場株式
13 非課税コード	63 配当控除
14 減免理由コード	64 外国税額控除
15 給与所得	65 調整額
16 公的年金所得	66 減免前所得割
17 総所得金額	67 所得割減免額
18 合計所得金額	68 減免前均等割
19 雑損控除	69 均等割減免額
20 医療費控除	70 特徴期割－所得割
21 社会保険料控除	71 特徴期割－均等割
22 小規企業共済等掛金控除	72 普徴期割－所得割
23 生命保険料控除	73 普徴期割－均等割
24 地震保険料控除	74 年特期割－均等割
25 障害者控除	75 減免区分
26 寡フ控除	76 減免割合
27 勤労学生控除	77 月割額
28 配偶者控除	78 在籍指定番号
29 国－配偶者控除－入力値	79 過年度調定年度
30 配偶者特別控除	80 過年度期割額
31 扶養控除	81 停止依頼区分
32 基礎控除	82 停止年月
33 所得控除計	83 異動年月日
34 課税総所得	84 賦課更新年月日
35 課税上場株式配当	85 寄附金税額控除
36 課税土地事業	86 期割額
37 課税分短一般	87 優先資料種別コード
38 課税分短軽減	88 指定番号
39 課税分長一般	89 収納指定番号
40 課税分長優良	90 最終個人番号
41 課税分長居住	91 受給者番号
42 課税山林所得	92 租税条約免税給与収入
43 課税退職所得	93 租税条約免税所得
44 課税株式譲渡	94 カナ氏名
45 課税肉牛売却	95 生年月日
46 課税先物取引	96 扶養関連者種別コード
47 課税上場株式	97 納税者番号
48 人的控除差調整額	98 居住開始年月日
49 算出所得割－総所得	99 総所得純損失
50 算出所得割－上場株式配当	100 土地事業純損失

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
101 山林所得純損失	151 特定扶養
102 先物取引純損失	152 内同居老親
103 雑損失	153 老人扶養
104 営業等所得	154 その他扶養
105 農業所得	155 同居特別障害
106 その他事業所得	156 特別障害
107 不動産所得	157 その他障害
108 利子所得	158 寡フ区分
109 配当所得	159 勤労学生区分
110 国一配当所得	160 年少扶養
111 内配当控除適用外	161 配偶者合計所得
112 国一内配当控除適用外	162 一般生保支払額
113 甲欄給与収入	163 個人年金支払額
114 特徴年金収入	164 国一生命保険料控除－入力値
115 その他雑所得	165 長期損保支払額
116 雑所得計	166 国一地震保険料控除－入力値
117 総合短期譲渡所得	167 国一寄付金控除－入力値
118 総合長期譲渡所得1の2前	168 国一所得控除計－入力値
119 一時特別控除額	169 配当割額控除額
120 上場株式配当所得	170 株式等譲渡所得割額控除額
121 土地等事業	171 特普区分
122 分短一般特前	172 国一勤労学生障害者控除－入力
123 分短軽減特前	173 国一老年寡フ控除－入力値
124 分長一般特前	174 国一配偶者特別控除－入力値
125 分長優良特前	175 控除不足額
126 分長居住特前	176 充当可能額
127 山林所得	177 住宅取得控除可能額
128 退職所得	178 住宅取得控除
129 株式等譲渡所得	179 性別
130 株式譲渡純損失	180 扶養関連者宛名番号
131 上場株式配当純損失	181 扶養関連者自治体コード
132 先物取引所得	182 本人障害区分
133 申告特例寄附金支払額	183 個人基本寡フ区分
134 他寄附金支払額	184 個人基本生活扶助区分
135 市一寄附金支払額	185 特記コード1
136 県一寄附金支払額	186 無申告調査結果内容
137 特定肉牛売却所得	187 無申告調査結果コード
138 特定肉牛売却価額	188 無申告調査コード
139 専従者控除額	189 翌年申告書発送区分
140 総短譲渡特別控除額	190 扶養関連者区分
141 総長譲渡特別控除額	191
142 分離譲渡特別控除額計	192
143 分短一般特別控除額	193
144 分短軽減特別控除額	194
145 分長一般特別控除額	195
146 分長優良特別控除額	196
147 分長居住特別控除額	197
148 山林特別控除額	198
149 確申青白区分	199
150 控配区分	200

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

収納情報

項目名	項目名
1 区コード	51 収入総本税
2 自治体コード	52 更正前滞繰本税調定額
3 税目コード	53 更正後滞繰本税調定額
4 調定年度	54 不納欠損処理日
5 課税年度	55 内訳調定額
6 通知書番号	56 更正後内訳調定額
7 課税区分	57 延長申告期限
8 連番	58 確定申告日
9 申告区分	59 申告基礎年月日
10 宛名番号	60 法人番号
11 法定納期限	61 指定番号
12 事業年度開始日	62 督促納付番号
13 事業年度終了日	63 督促確認番号
14 申告年月日	64 授命年月日
15 年調定額	65 共有宛名番号
16 本税調定額	66 納付番号
17 本税未納額	67 確認番号
18 本税過誤納額	68 振替調定年度
19 申告加算金調定額	69 振替課税年度
20 申告加算金未納額	70 振替通知書番号
21 更正後申告加算金調定額	71 振替事業年度開始日
22 消込申告加算金	72 振替申告区分
23 納期限	73 振替申告連番
24 変更納期限	74 振替期別
25 法定納期限等	75 振替消込子番
26 指定納期限	76 振替宛名番号
27 調定年月	77 更正元調定年度
28 更正日	78 更正元課税年度
29 更正後調定年月	79 更正元通知書番号
30 更正決定通知日	80 更正元事業年度開始日
31 延滞金調定額	81 更正元申告区分
32 本税収入額	82 更正元申告連番
33 振替金額	83 更正元収納異動連番
34 口座振替日	84 更正元申告年月日
35 完納日	85 調定子番
36 最終領収日	86 宛先識別番号
37 最終収入日	87 前納分納付番号
38 収入日	88 前納分確認番号
39 収入年月日	89 識別番号
40 発生元収入日	90 差替前納付番号
41 申告加算金収入額	91 差替前確認番号
42 延滞金収入額	92 修正前調定年度
43 延滞金未納額	93 修正前課税年度
44 延滞金過誤納額	94 修正前通知書番号
45 前納報奨金	95 修正前事業年度開始日
46 公示日	96 修正前申告区分
47 督促状発行日	97 修正前申告連番
48 督促公示日	98 修正前期月
49 返戻年月日	99 修正前子番
50 滞繰調定本税	100 修正前納付番号

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
101 修正前確認番号	151 最終更正日
102 修正前宛名番号	152 最終調定本税
103 修正前調書番号	153 不納欠損本税
104 証券番号	154 更正後本税調定額
105 支払人	155 更正後延滞金調定額
106 口座番号	156 更正後督促手数料調定額
107 口座名義人カナ	157 月計終了年月
108 口座名義人漢字	158 更正後内訳調定額
109 過誤納番号	159 通知書作成日
110 還付先宛名番号	160 通知書発行日
111 所得税更正通知日	161 本税納付額
112 更正請求日	162 督促手数料納付額
113 除算期間開始日	163 延滞金納付額
114 除算期間終了日	164 加算金納付額
115 車両コード	165 年金保険者コード
116 車両履歴番号	166 修正前税目コード
117 本税仮消込額	167 修正前自治体コード
118 本税過誤納処理中額	168 修正前領収日
119 督促手数料調定額	169 修正前収入日
120 督促手数料収入額	170 修正前納付区分
121 督促手数料仮消込額	171 修正前収納種別
122 督促手数料未納額	172 修正前納付書種類
123 督促手数料過誤納額	173 修正前消込金額
124 督促手数料過誤納処理中額	174 修正前消込本税額
125 延滞金仮消込額	175 修正前消込督促手数料
126 延滞金過誤納処理中額	176 修正前消込延滞金
127 申告加算金種類	177 修正前消込申告加算金
128 申告加算金仮消込額	178 修正前消込報奨金
129 督促納期	179 修正前括束番号
130 督促取消日	180 修正前括束連番
131 時効予定日	181 修正前年金保険者コード
132 延滞金執行日	182 受付年月日
133 催告書発行日	183 初回支払日
134 催告納期	184 最終支払日
135 内訳調定額	185 支払予定額
136 領収日	186 収入額
137 消込金額	187 仮消込額
138 消込本税額	188 納付予定日
139 消込督促手数料	189 本税分納額
140 消込延滞金	190 督手分納額
141 消込報奨金	191 延滞金分納額
142 括束番号	192 加算金分納額
143 括束連番	193 納付額
144 確認前領収日	194 過誤納発生日
145 収納更正日	195 過誤納金額
146 振替処理日	196 過誤納本税分
147 異動額合計	197 過誤納督促手数料分
148 異動本税額	198 過誤納延滞金分
149 異動督促手数料	199 過誤納還付加算金分
150 異動延滞金	200 未処理金額

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
201 未処理本税分	251 充当先事業年度開始日
202 未処理督促手数料分	252 充当先申告区分
203 未処理延滞金分	253 充当先申告連番
204 特徴事業所宛名番号	254 充当先税目コード
205 確定申告期限	255 充当先調定年度
206 免除認定日	256 充当先課税年度
207 減免日	257 充当先通知書番号
208 消失認定日	258 充当先事業年度開始日
209 農地変更日	259 充当先申告区分
210 決裁書発行日	260 充当先申告連番
211 決裁日	261 充当先期別
212 充当処理日	262 充当先消込子番
213 充当執行日	263 充当先月別
214 還付充当通知書発行日	264 充当先宛名番号
215 加算金通知書発行日	265 充当先未納本税分
216 還付本税加算金	266 充当先未納督促手数料分
217 還付延滞金加算金	267 充当先未納延滞金分
218 還付金額	268 充当先未納申告加算金分
219 還付加算金	269 充当先本税分
220 還付請求日	270 充当先督促手数料分
221 還付支払予定日	271 充当先延滞金分
222 還付支払日	272 充当先申告加算金分
223 還付支払自治体コード	273 充当先納期限
224 還付時効日	274 充当加算金
225 歳入還付支払日	275 充当本税加算金
226 歳出還付支払日	276 充当延滞金加算金
227 過誤納期別	277 還付元税目コード
228 過誤納子番	278 還付元調定年度
229 発生調定本税分	279 還付元課税年度
230 発生収入本税分	280 還付元通知書番号
231 発生元領収日	281 還付元事業年度開始日
232 充当金額	282 還付元申告区分
233 充当元税目コード	283 還付元申告連番
234 充当元調定年度	284 還付元期別
235 充当元課税年度	285 還付元消込子番
236 充当元通知書番号	286 還付元月別
237 充当元事業年度開始日	287 還付元宛名番号
238 充当元申告区分	288 還付元本税分
239 充当元申告連番	289 還付元督促手数料分
240 充当元期別	290 還付元延滞金分
241 充当元消込子番	291 更正前控除不足額
242 充当元月別	292 更正後控除不足額
243 充当元宛名番号	293 取戻額
244 充当元本税分	294 確定申告受付日
245 充当元督促手数料分	295 賦課決定日
246 充当元延滞金分	296 納税通知書発付日
247 充当先税目コード	297 取戻発生日
248 充当先調定年度	298 返還金管理番号
249 充当先課税年度	299 返還確定日
250 充当先通知書番号	300 返還指定額

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
301 利息相当額	351 増減調定額内訳
302 返還時期別調定額	352 累計調定額内訳
303 返還時期別収入額	353 累計調定額到来内訳
304 返還時内訳消込額	354 増減収入額内訳
305 返還時内訳異動額	355 累計収入額内訳
306 返還金内訳額	356 累計収入額到来内訳
307 文書発行日	357 共通納税－地方公共団体コード
308 公示入力日	358 共通納税－納税者ID
309 調査年月日	359 共通納税－収納団体番号
310 加算金調定額	360 共通納税－納付番号
311 加算金収入額	361 共通納税－納付区分
312 加算金仮消込額	362 共通納税－確認番号
313 本税通知額	363 共通納税－履歴番号
314 督促手数料通知額	364 管理ファイル取込日
315 延滞金通知額	365 納付ファイル取込日
316 加算金通知額	366 入金ファイル取込日
317 記事宛名番号	367 共通納税－申告区分
318 記事作成日	368 共通納税－税目区分
319 更新前催告書発行日	369 共通納税－期別－自
320 更新前催告納期	370 共通納税－期別－至
321 旧税目コード	371 共通納税－申告受付番号
322 旧調定年度	372 共通納税－申告受付日
323 旧課税年度	373 共通納税－利用者ID
324 旧通知書番号	374 共通納税－納付者名フリガナ
325 旧事業年度開始日	375 共通納税－納付者名
326 旧事業年度終了日	376 共通納税－本税等合計額
327 旧申告区分	377 共通納税－延滞金合計額
328 旧申告連番	378 共通納税－納期限
329 旧期別	379 共通納税－延滞金計算開始年月日
330 現年調定額	380 共通納税－入金年月日
331 現年収入額	381 共通納税－納付年月日
332 現年過誤納額	382 氏名カナ
333 現年還付未済額	383 氏名漢字
334 現年未納額	384 今回請求金額合計
335 現年仮収入額	385 請求本体金額
336 現年還付済額	386 請求固定延滞金額
337 現年充当済額	387 納付情報変更年月日
338 過年調定額	388 延滞金計算開始年月日
339 過年収入額	389 今回支払金額合計
340 過年過誤納額	390 支払納付額
341 過年還付未済額	391 支払延滞金額
342 過年未納額	392 作成時宛名番号
343 過年仮収入額	393 作成時最新宛名番号
344 過年還付済額	394 最新宛名番号
345 過年充当済額	395 漢字氏名名称
346 増減調定額	396 住所方書
347 累計調定額	397 徴収区コード
348 増減収入額	398
349 累計収入額	399
350 累計不納欠損額	400

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

滞納情報

項目名	項目名
1 区コード	51 延滞金分納額
2 自治体コード	52 加算金分納額
3 宛名番号	53 公売連番
4 最終納付年月日	54 売却連番
5 最終催告年月日	55 入札開始年月日
6 引継年月日	56 入札開始時刻
7 受入年月日	57 入札終了年月日
8 完結年月日	58 入札終了時刻
9 移管年月日	59 開札年月日
10 訪問予定年月日	60 開札開始時刻
11 訪問予定日	61 公売場所
12 訪問予定時刻	62 見積価額
13 最終催告期限	63 公売保証金
14 催告停止日	64 売却決定年月日
15 催告停止期限	65 売却決定時刻
16 返戻年月日	66 売却決定場所コード
17 時効予定日	67 売却決定場所
18 世帯番号	68 代金納付期限
19 調書番号	69 代金納付時刻
20 調定年度	70 最高価決定年月日
21 課税年度	71 最高価申込者郵便番号
22 通知書番号	72 最高価申込者氏名
23 事業年度開始日	73 最高価申込者住所
24 申告区分	74 最高価申込者方書
25 申告連番	75 最高価申込価額
26 期別	76 次順位決定年月日
27 納期限	77 次順位申込者郵便番号
28 変更納期限	78 次順位申込者氏名
29 法定納期限	79 次順位申込者住所
30 事業年度終了日	80 次順位申込者方書
31 本税処分額	81 次順位申込価額
32 督手処分額	82 財産番号
33 延滞金処分額	83 調査年月日
34 加算金処分額	84 財産内容
35 受付番号	85 解除年月日
36 受付年月日	86 解除事由コード
37 証券番号	87 解除番号
38 支払期日	88 履行期限
39 指定期日	89 権利者番号
40 振出年月日	90 権利者氏名カナ
41 振出人氏名漢字	91 権利者氏名漢字
42 振出人住所漢字	92 権利者住所漢字
43 支払人	93 権利者方書漢字
44 支払場所	94 郵便番号
45 決済年月日	95 電話番号
46 返却年月日	96 連絡先種別コード
47 不渡年月日	97 連絡先名称カナ
48 代金取立明細日	98 連絡先名称漢字
49 本税分納額	99 連絡先住所漢字
50 督手分納額	100 連絡先方書漢字

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
101 連絡先郵便番号	151
102 連絡先電話番号	152
103 連絡先内線番号	153
104 連絡先FAX	154
105 メールアドレス	155
106 異動年月日	156
107 異動事由コード	157
108 本籍地	158
109 筆頭者	159
110 勤務先郵便番号	160
111 勤務先	161
112 所得金額	162
113 所得金額対象年	163
114 最新宛名番号	164
115 本税停止額	165
116 督促手数料停止額	166
117 延滞金停止額	167
118 申告加算金停止額	168
119 本税欠損額	169
120 督促手数料欠損額	170
121 延滞金欠損額	171
122 申告加算金欠損額	172
123 完納年月日	173
124 停止年月日	174
125 欠損年月日	175
126 公売配当日	176
127 領収年月日	177
128 収入年月日	178
129 本税充当額	179
130 督促手数料充当額	180
131 延滞金充当額	181
132 申告加算金充当額	182
133 納付書番号	183
134	184
135	185
136	186
137	187
138	188
139	189
140	190
141	191
142	192
143	193
144	194
145	195
146	196
147	197
148	198
149	199
150	200

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

個人市民税 課税資料情報

項目名	項目名
1 課税年度	51 分離株式譲渡所得(未公開)
2 宛名番号	52 分離株式譲渡所得(上場)
3 本人障害区分	53 分離配当所得
4 特定扶養	54 分離配当課税所得
5 年少扶養	55 株式譲渡繰越控除
6 内同居老親	56 先物取引繰越控除
7 老人扶養	57 居住用財産繰越控除
8 その他扶養人数	58 配当所得
9 特別障害	59 非居住特例
10 その他障害	60 変動所得
11 扶養関連者宛名番号	61 前年変動所得
12 営業等所得	62 前々年変動所得
13 農業所得	63 臨時所得
14 その他事業所得	64 平均課税対象額
15 不動産所得	65 純損失
16 利子所得	66 雑損失
17 配当所得(所得税)	67 総所得金額等
18 給与所得	68 一般給与所得
19 雑所得	69 公的年金所得
20 総合短期譲渡所得	70 その他雑所得
21 総合長期譲渡所得	71 免税所得
22 一時所得	72 特例肉用牛所得(売却額)
23 長短期一時所得1/2	73 土地等事業所得
24 分離短期譲渡特別控除前(一般)	74 超短期土地等事業所得
25 分離短期譲渡所得(一般)	75 非課税所得
26 分離短期譲渡特別控除前(軽減)	76 特例肉用牛課税所得
27 分離短期譲渡所得(軽減)	77 営業等収入
28 分離短期譲渡課税所得	78 農業収入
29 分離長期譲渡特別控除前(一般)	79 その他事業収入
30 分離長期譲渡所得(一般)	80 不動産収入
31 分離長期譲渡特別控除前(特定)	81 利子収入
32 分離長期譲渡所得(特定)	82 配当収入
33 分離長期譲渡特別控除前(軽課)	83 給与収入
34 分離長期譲渡所得(軽課)	84 雑収入(公的年金)
35 分離長期譲渡課税所得	85 雑収入(その他)
36 分離株式譲渡所得(一般)	86 分離株式譲渡収入(一般)
37 分離株式譲渡所得(新株)	87 分離株式譲渡収入(新株)
38 分離株式譲渡所得	88 退職収入
39 分離株式譲渡課税所得	89 専従者給与収入
40 山林所得特別控除前	90 専従者給与所得
41 山林所得	91 先物取引収入
42 山林課税所得	92 分離株式譲渡収入(未公開)
43 退職所得	93 分離株式譲渡収入(上場)
44 退職課税所得	94 分離配当収入
45 総合課税所得	95 総合短期譲渡収入
46 総合短期譲渡特別控除前	96 総合長期譲渡収入
47 総合長期譲渡特別控除前	97 一時収入
48 一時所得特別控除前	98 分離短期譲渡収入(一般)
49 先物取引所得	99 分離短期譲渡収入(軽減)
50 先物取引課税所得	100 分離長期譲渡収入(一般)

(別添2) 特定個人情報ファイルの記録項目

項目名	項目名
101 分離長期譲渡収入(特定)	151 分離短期譲渡特別控除(軽減)
102 分離長期譲渡収入(軽課)	152 分離長期譲渡特別控除(一般)
103 山林収入	153 分離長期譲渡特別控除(特定)
104 医療費支払額	154 分離長期譲渡特別控除(軽課)
105 旧個人年金保険料	155 山林所得特別控除
106 旧長期保険料	156 総合譲渡特別控除
107 社会保険料	157 一時所得特別控除
108 寄附金支払額(特例控除)	158 住宅耐震改修特別控除
109 寄附金支払額(市町村指定)	159 住宅借入金等特別控除可能額
110 寄附金支払額(道府県指定)	160 電子証明書等特別控除
111 寄附金支払額(募金・日赤)	161 住宅借入金等特別控除見込額
112 1号支払額	162 長期優良住宅新築等特別税額控除
113 2号支払額	163 既存住宅特定改修特別税額控除
114 3号支払額	164 認定NPO法人等特別税額控除
115 短期保険料	165 配当割
116 旧一般生命保険料	166 株式譲渡所得割
117 地震保険料	167 特定支出控除
118 新一般生命保険料	168 退職所得控除額
119 新個人年金保険料	169 外国税額控除対象額(道府県民税)
120 介護医療保険料	170 外国税額控除対象額(市町村民税)
121 国民年金保険料等の金額	171 投資・リース税額控除
122 医療費補てん額	172
123 寄附金支払額(所得税)	173
124 寄附金支払額(地方税)	174
125 雑損控除	175
126 医療費控除	176
127 社会保険料控除	177
128 小規模共済掛金控除	178
129 生命保険料控除	179
130 損害保険料控除	180
131 寄附金控除	181
132 寄附金控除(所得税)	182
133 老年者控除	183
134 寡婦・寡夫控除	184
135 勤労学生控除	185
136 障害者控除	186
137 配偶者控除	187
138 配偶者特別控除	188
139 扶養控除	189
140 基礎控除	190
141 配偶者合計所得	191
142 専従者控除合計額	192
143 地震保険料控除	193
144 配当控除	
145 住宅取得等特別控除	
146 政党等寄附金特別控除	
147 災害減免額	
148 外国税額控除	
149 定率減税額	
150 分離短期譲渡特別控除(一般)	

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	・番号法別表第2の1項 ・番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「番号法命令」という。)第1条	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
全国健康保険協会	・番号法別表第2の2項 ・番号法命令第2条	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
健康保険組合	・番号法別表第2の3項 ・番号法命令第3条	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号法別表第2の4項 ・番号法命令第4条	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
全国健康保険協会	・番号法別表第2の6項 ・番号法命令第6条	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号法別表第2の8項 ・番号法命令第7条	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号法別表第2の9項 ・番号法命令第8条	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号法別表第2の11項 ・番号法命令第10条	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事又は市町村長	・番号法別表第2の16項 ・番号法命令第12条	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号法別表第2の18項 ・番号法命令第13条	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号法別表第2の20項 ・番号法命令第14条	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号法別表第2の23項 ・番号法命令第16条	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事等	・番号法別表第2の26項 ・番号法命令第19条	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
市町村長	・番号法別表第2の27項 ・番号法令第20条	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号法別表第2の28項 ・番号法令第21条	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣 又は共済組合等	番号法別表第2の29項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
公営住宅法第2条第16号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	・番号法別表第2の31項 ・番号法令第22条	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
日本私立学校振興・共済事業団	・番号法別表第2の34項 ・番号法令第22条の3	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣 又は共済組合等	・番号法別表第2の35項 ・番号法令第22条の4	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
文部科学大臣 又は都道府県教育委員会	・番号法別表第2の37項 ・番号法令第23条	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のために必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	・番号法別表第2の38項 ・番号法令第24条	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
国家公務員共済組合	・番号法別表第2の39項 ・番号法令第24条の2	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
国家公務員共済組合連合会	・番号法別表第2の40項 ・番号法令第24条の3	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長又は国民健康保険組合	・番号法別表第2の42項 ・番号法令第25条	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号法別表第2の48項 ・番号法令第26条の3	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号法別表第2の53項 ・番号法令第27条	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
住宅地区改良法第2条第2項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長	・番号法別表第2の54項 ・番号法令第28条	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
都道府県知事等	・番号法別表第2の57項 ・番号法令第31条	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
地方公務員共済組合	・番号法別表第2の58項 ・番号法令第31条の2	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会	・番号法別表第2の59項 ・番号法令第31条の3	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号法別表第2の61項 ・番号法令第32条	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号法別表第2の62項 ・番号法令第33条	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号法別表第2の63項 ・番号法令第34条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事又は市町村長	・番号法別表第2の64項 ・番号法令第35条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事等	・番号法別表第2の65項 ・番号法令第36条	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣又は都道府県知事	・番号法別表第2の66項 ・番号法令第37条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事等	・番号法別表第2の67項 ・番号法令第38条	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号法別表第2の70項 ・番号法令第39条	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣又は都道府県知事	番号法別表第2の71項	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長(児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。)	・番号法別表第2の74項 ・番号法令第40条	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
後期高齢者医療広域連合	・番号法別表第2の80項 ・番号法令第43条	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号法別表第2の84項 ・番号法令第43条の3	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	・番号法別表第2の85の2項 ・番号法令第43条の4	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事等	・番号法別表第2の87項 ・番号法令第44条	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号法別表第2の91項 ・番号法令第44条の2	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
平成8年法律第82号附則第32条第2項に規定する存続組合又は平成8年法律第82号附則第48条第1項に規定する指定基金	・番号法別表第2の92項 ・番号法令第45条	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号法別表第2の94項 ・番号法令第47条	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事又は保健所を設置する市の長	・番号法別表第2の97項 ・番号法令第49条	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号法別表第2の101項 ・番号法令第49条の2	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
農林漁業団体職員共済組合	・番号法別表第2の102項 ・番号法令第50条	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
独立行政法人農業者年金基金	・番号法別表第2の103項 ・番号法令第51条	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成2年法律第21号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
独立行政法人日本学生支援機構	・番号法別表第2の106項 ・番号法令第53条	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途	③提供する情報	④対象となる本人の数	⑤対象となる本人の範囲	⑥提供方法	⑦時期・頻度
厚生労働大臣	・番号法別表第2の107項 ・番号法令第54条	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事 又は市町村長	・番号法別表第2の108項 ・番号法令第55条	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会	・番号法別表第2の113項 ・番号法令第58条	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号法別表第2の114項 ・番号法令第59条	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
平成23年法律第56号附則第23条第1項第3号に規定する存続共済会	番号法別表第2の115項	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	平成23年法律第56号による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
市町村長	・番号法別表第2の116項 ・番号法令第59条の2	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
厚生労働大臣	・番号法別表第2の117項 ・番号法令第59条の2の2	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時
都道府県知事	・番号法別表第2の120項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	地方税関係情報 (課税年度別の個人住民税情報)	100万人以上 1,000万人未満	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	情報提供ネットワークシステム	照会を受けた時

移転先一覧

別表2

移転先1	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課・子育て支援課及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・福祉課・支所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の7項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	1 児童養護施設等の児童福祉施設に入所させるにあたり、本人又はその扶養義務者に徴収金を課すため、所得情報により徴収金設定事務を行う。 2 小児慢性特定疾病医療給付事業における所得階層判定事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 児童福祉施設等に入所する児童等及びその扶養義務者 2 小児慢性特定疾病医療給付対象者の加入している健康保険の被保険者及び被扶養者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	1 措置開始時及び定例認定時(毎年7月) 2 小児慢性特定疾病医療給付申請時
移転先2	子ども青少年局子育て支援部子ども福祉課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の8項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	障害児通所給付費等の支給決定をするに当たり、所得情報により利用者負担上限月額等の設定事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	支給決定時(随時)に対象者1人に対して年1回程度
移転先3	健康福祉局健康部感染症対策室及び各区役所保健福祉センター保健管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の10項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	予防接種を接種する者の世帯に属する全員の市民税非課税を確認し、自己負担金が無料となる証明書を発行する。
③移転する情報	個人住民税関係情報

移転先一覧

別表2

④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種等を接種する者及びその世帯に属する者
⑥移転方法	[○] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	予防接種の接種費用を無料とするための証明書発行の申請時
移転先4	健康福祉局生活福祉部保護課及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の15項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	生活保護申請者、受給者及び被保護者であった者の所得情報を把握し、認定・審査事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生活保護申請者、受給者及び被保護者であった者
⑥移転方法	[○] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	生活保護申請時(随時)及び収入申告と課税状況の照合調査時(年1回)
移転先5	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の19項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	高齢者世帯向市営住宅の入居資格である所得状況の確認を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	高齢者世帯向市営住宅入居予定者
⑥移転方法	[○] 市内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()

移転先一覧

別表2

⑦時期・頻度	入居資格審査時
移転先6	住宅都市局住宅部住宅管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の19項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	市営住宅入居者の家賃を決定するために、入居者に対して収入申告書の提出を義務づけているが、記録情報の利用により正確な所得を把握し、的確な収入設定を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市営住宅入居者及び連帯保証人
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	当初賦課、更正時
移転先7	健康福祉局生活福祉部保険年金課及び各区役所保健福祉センター福祉部保険年金課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の30、31項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	1 国民健康保険業務における用途 国民健康保険料の算定・負担割合の判定および保険料滞納者に対する財産調査 2 国民年金事務における用途 国民年金保険料の免除申請
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1,000万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 国民健康保険業務における範囲 名古屋市国民健康保険の被保険者(加入申請をする者、擬制世帯主(国民健康保険被保険者を世帯員に持つ国民健康保険被保険者ではない世帯主)、特定同一世帯所属者(後期高齢者医療に移行した者)、過去に被保険者であった者のうち時効成立前の者、保険料滞納者を含む。) 2 国民年金事務における範囲 国民年金の受給権者、被保険者、配偶者及び世帯主
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	年次(5月頃)及び月次(月1回)
移転先8	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の22、37項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)

移転先一覧

別表2

②移転先における用途	児童扶養手当及びひとり親家庭手当に係る養育者又は受給者の課税情報を確認し、認定・審査事務を行う。	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童及び児童の養育者及び受給者(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された者。住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。)	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	月1回、児童扶養手当及びひとり親家庭手当の認定請求時	
移転先9	健康福祉局高齢福祉部介護保険課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の41項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)	
②移転先における用途	養護老人ホーム入所措置業務(老人福祉法に基づく費用徴収の金額(徴収金)の決定(入所時及び毎年7月)に際し、被措置者、扶養義務者及び同被措置者の属する世帯の世帯員にかかる市民税等の課税状況等を把握するもの。)	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び同申請者の属する世帯の世帯員	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	被措置者の入所時及び毎年7月の徴収金決定時(7月1日に決定するため、参照するのは5～6月頃)	
移転先10	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の43項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)	
②移転先における用途	母子父子寡婦福祉資金の貸付審査に必要な課税情報を確認し、貸付可否等の決定を行う。	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上

移転先一覧

別表2

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	母子父子寡婦福祉資金貸付金の借受人及び保証人(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された者。住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。)	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	母子父子寡婦福祉資金の貸付申請時	
移転先11	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の21、44項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)	
②移転先における用途	ひとり親家庭等家事介護サービス事業に必要な課税情報を確認し、自己負担額の決定を行う。	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	ひとり親家庭等家事介護サービス事業申請者及び世帯員(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき、住民基本台帳に記録された者。住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。)	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	ひとり親家庭等家事介護サービス事業の利用申請時	
移転先12	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の45項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)	
②移転先における用途	自立支援給付金の受給者の課税情報を確認し、認定・審査事務を行う。	
③移転する情報	個人住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	自立支援給付金の受給者	
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	自立支援給付金の認定請求時	

移転先一覧

別表2

移転先13	健康福祉局障害福祉部障害企画課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の46項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	特別児童扶養手当の請求者とその配偶者(別居・内縁も含む)及び世帯員の所得情報を把握し、支給停止判定の事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ☐ 1万人以上10万人未満
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	請求者、請求者の配偶者(別居・内縁も含む)及び請求者の世帯員
⑥移転方法	☐ 片内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	月1回
移転先14	健康福祉局障害福祉部障害企画課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の47項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当の受給者及び世帯員の所得情報を把握し、支給停止判定の事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 ☐ 1万人以上10万人未満
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び世帯員
⑥移転方法	☐ 片内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	月1回
移転先15	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課及び各区役所保健福祉センター保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の49項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)

移転先一覧

別表2

②移転先における用途	未熟児養育医療給付事業における所得階層判定を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	対象者と生計を一にする世帯員
⑥移転方法	[☐] 市内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	申請時
移転先16	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の56項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	児童手当に係る養育者又は受給者の課税情報を確認し、認定・審査事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童及び児童の養育者及び受給者(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された者。住民基本台帳に記録されていた者で、転出・死亡等の事由により住民票が削除された者を含む。)
⑥移転方法	[☐] 市内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	月1回及び児童手当の認定請求時
移転先17	総務局職員部給与課及び各局区室(上下水道局及び交通局を含む)人事主管課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の56項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	職員の児童手当の支給に関する事務を行う。 (受給者及び配偶者の所得情報を把握し、認定・審査事務を行う。)
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童手当認定請求書を提出した本市職員及び配偶者

移轉先一覽

別表2

⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	年1回(5月現況届)及び随時(児童手当認定請求)
移転先18	健康福祉局生活福祉部医療福祉課及び各区役所保健福祉センター福祉部保険年金課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の59項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	1 後期高齢者医療保険料の賦課のため被保険者と世帯主の所得等を使用する。 2 後期高齢者医療の一部負担金の算定に世帯全員の所得等を使用する。 3 基準収入額適用申請勧奨のために被保険者本人及び同世帯に属する70歳以上のものの収入等を使用する。 4 後期高齢者医療保険料の滞納整理のため被保険者本人及び配偶者・同世帯の世帯主の収入等を使用する。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 後期高齢者医療被保険者及び同被保険権者の属する世帯の世帯員 2 後期高齢者医療被保険者のうち障害認定申請をしたもの及び同世帯に属するもの 3 基準収入額適用申請勧奨の対象となるもの及び同世帯に属する70歳以上のもの 4 滞納整理の必要があるもの及びその配偶者・同世帯の世帯主
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	月1回、障害認定申請時及び滞納整理の必要時
移転先19	健康福祉局生活福祉部保護課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の63項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	中国残留邦人等支援給付申請者、受給者及び受給者であった者の所得情報を把握し、認定・審査事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	中国残留邦人等支援給付申請者、受給者及び受給者であった者

移轉先一覽

別表2

	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑥移転方法	
⑦時期・頻度	支援給付申請時(随時)及び収入申告・課税状況の照合調査時(年1回)
移転先20	健康福祉局高齢福祉部介護保険課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の68項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	介護保険法に基づく介護保険料賦課・徴収及び介護保険の利用者負担額の決定に際し、介護保険被保険者及び同被保険者の属する世帯の世帯員に係る市民税の課税状況等を把握する。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者及び被保険者の属する世帯の世帯員
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(5月：新年度の個人住民税情報取込み)、月1回(個人住民税異動情報の把握)並びに新たに被保険者となった者及び新たに被保険者の属する世帯の世帯員となった者の把握時
移転先21	健康福祉局健康部感染症対策室及び各区役所保健福祉センター保健管理課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の70項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	保健所が結核による入院勧告の対象とした者について、その世帯に属する全員の所得税額を確認し、基準額以下であれば結核に係る医療費を無料とする。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	保健所が結核による入院勧告の対象とした者及びその世帯に属する者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	保健所が結核による入院勧告を実施し、結核医療費公費負担の申請時

移転先一覧

別表2

移転先22	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課及び各区役所保健福祉センター保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の84項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	自立支援医療(育成医療)給付事業における所得階層判定
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	対象者の加入している健康保険の被保険者及び被扶養者
⑥移転方法	[☐] 市内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	申請時
移転先23	子ども青少年局保育部保育企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の94項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	保育の必要性及び保育所・認定こども園等の入所に関する事務のうち負担区分の決定の為に使用する。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	子ども・子育て支援新制度の対象となる施設を利用しようとする子どもの属する世帯員
⑥移転方法	[☐] 市内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	支給認定申請時

移転先24	健康福祉局障害福祉部障害企画課・障害者支援課、身体障害者更生相談所及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の84項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	1 重度障害者日常生活用具の給付事務において、申請者の所得情報を把握し、制度対象の可否、利用者負担額の決定を行う。 2 補装具費支給事務において、障害者及び配偶者がある場合はその配偶者、または障害児の保護者及びその世帯員の所得情報を把握し、支給の可否、減免適用の有無、利用者負担額の決定の事務を行う。 3 自立支援医療(更生医療)の申請者および医療保険の各制度に応じた世帯員の所得情報を把握し、制度適用の可否、利用者負担の決定の事務を行う。 4 自立支援医療(精神通院)の申請者および医療保険の各制度に応じた範囲の世帯員の所得情報を把握し、制度適用の可否、利用者負担の決定の事務を行う。 5 障害者住宅改造補助事業において、障害者及びその住民票上の世帯内のその者の全扶養義務者の所得情報を把握し、制度適用の可否、自己負担額の決定の事務を行う。 6 重度障害者移動入浴事業において、障害者及び配偶者がある場合はその配偶者の所得情報を把握し、制度適用の可否、利用者負担額の決定の事務を行う。 7 身体障害者福祉電話貸与事業において、障害者及びその世帯員の所得情報を把握し、貸与の可否、貸与停止判定の事務を行う。 8 重度身体障害者緊急通報事業(あんしん電話)において、障害者及びその世帯員の所得情報を把握し、制度適用の可否、利用者負担の有無、適用停止判定の事務を行う。 9 重度障害者寝具特殊寝台貸与事業において、障害者及びその配偶者又は扶養義務者で当該貸与対象者の生計を維持する者の所得情報を把握し、貸与の可否、貸与停止判定の事務を行う。 10 自動車改造補助金支給事務において、制度申請者本人の所得情報を把握し、制度適用の可否の決定事務を行う。 11 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第12条の制度申請者等の所得情報を把握し、利用者負担額、各種減免の決定の事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 申請者(申請者が障害児の場合、保護者) 2 障害者及びその配偶者又は障害児の保護者及びその世帯員 3 申請者及び医療保険の各制度に応じた範囲の世帯員 4 申請者及び医療保険の各制度に応じた範囲の世帯員 5 障害者及びその住民票上のその者の世帯内の全扶養義務者 6 障害者及びその配偶者 7 障害者及びその世帯員 8 障害者及びその世帯員 9 障害者及びその配偶者又は扶養義務者で当該貸与対象者の生計を維持する者 10 制度申請者本人 11 障害者総合支援業務について、障害福祉サービスの支給決定を受けた者が属する住民基本台帳上同一世帯である者及び配偶者。移動支援・地域活動支援について、移動支援・地域活動支援の支給決定を受けた者及び保護者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	月1回
移転先25	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の84項及び同法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	1 成年後見制度利用支援事業(審判請求費用助成)の助成金交付申請における申請者(申立人)及びその世帯員並びに本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。 2 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の助成金交付申請における申請者(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。 3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成・特例)の助成金交付申請における本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]

移転先一覧

別表2

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 成年後見制度利用支援事業(審判請求費用助成)の助成金交付申請における申請者(申立人)及びその世帯員並びに本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員 2 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の助成金交付申請における申請者(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員 3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成・特例)の助成金交付申請における本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	成年後見制度利用支援事業における助成金交付申請時
移転先26	健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課
①法令上の根拠	成年後見制度利用支援事業(高齢者分)に関する条例(予定)及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	1 成年後見制度利用支援事業(審判請求費用助成)の助成金交付申請における申請者(申立人)及びその世帯員並びに本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。 2 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の助成金交付申請における申請者(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。 3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成・特例)の助成金交付申請における本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員の所得情報を把握し、助成金交付要件の確認及び交付決定又は申請却下に係る事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	1 成年後見制度利用支援事業(審判請求費用助成)の助成金交付申請における申請者(申立人)及びその世帯員並びに本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員 2 成年後見制度利用支援事業(報酬助成)の助成金交付申請における申請者(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員 3 成年後見制度利用支援事業(報酬助成・特例)の助成金交付申請における本人(成年被後見人、被保佐人、被補助人)及びその世帯員
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	成年後見制度利用支援事業における助成金交付申請時

移転先一覧

別表2

移転先27	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	高齢者福祉に関する条例(予定)及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	対象者の所得情報を把握し、敬老パス一部負担金の算定、家族介護慰労金、在宅要介護高齢者寝具貸与事業の対象要件である課税状況の確認、外国人高齢者給付金の受給要件である所得状況の確認、高齢者福祉電話・ひとり暮らし高齢者緊急通報事業の貸与要件及び自己負担の有無の基準である所得状況の確認を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [100万人以上1000万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	敬老バス交付申請者及び世帯員、家族介護慰労金支給対象者及び被介護者、在宅要介護高齢者寝具貸与事業被貸与者及び世帯員、外国人高齢者給付金受給者、高齢者福祉電話・ひとり暮らし高齢者緊急通報事業被貸与者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	1 敬老バス及び家族介護慰労金について、申請時 2 在宅要介護高齢者寝具貸与、外国人高齢者給付金、高齢者福祉電話及びひとり暮らし高齢者緊急通報事業について、申請時及び現況調査時(年1回・7月)
移転先28	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課及び各区役所保健福祉センター保健予防課
①法令上の根拠	特定不妊治療費助成事業、一般不妊治療費助成事業に関する条例(予定)及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	特定不妊治療費助成事業及び一般不妊治療費助成事業における受給資格確認
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	対象者となる夫及び妻
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	申請時

移転先一覧

別表2

移転先29	健康福祉局高齢福祉部介護保険課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減に関する条例(予定)及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	社会福祉法人等による介護保険サービスに係る利用者負担軽減に関する条例(予定)に基づく利用者負担軽減の対象者の決定に際し、申請者及び同申請者の属する世帯の世帯員に係る市民税の課税状況を把握する。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者の属する世帯の世帯員
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	年1回(5月:新年度の個人住民税情報取込み)及び月1回(個人住民税異動情報の把握)及び申請時
移転先30	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	自立支援給付金及びひとり親家庭手当に係る条例(予定)並びに番号法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	自立支援給付金及びひとり親家庭手当に係る養育者又は受給者の課税情報を確認し、認定・審査事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [10万人以上100万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	自立支援給付金及びひとり親家庭手当の認定請求をした者
⑥移転方法	[☐] 庁内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	月1回並びに自立支援給付金及びひとり親家庭手当の認定請求時
移転先31	子ども青少年局子育て支援部子育て支援課及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	子育てに関する条例(予定)及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	産前・産後ヘルプ事業における利用料の決定を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報

移転先一覧

別表2

④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	利用者が属する世帯員
⑥移転方法	[☐] 市内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	利用料決定時
移転先32	健康福祉局健康部健康増進課及び各区役所保健福祉センター保健管理課
①法令上の根拠	予防医療費用負担軽減事業に関する条例(予定)及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	予防医療費用負担軽減業務において、市民税非課税確認書交付申請書を提出した者及び世帯員の課税状況を確認し、市民税非課税世帯の判定を行い、市民税非課税世帯には「市民税非課税世帯確認書」を交付する。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人以上10万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	市民税非課税確認書交付申請書を提出した者及びその世帯員
⑥移転方法	[☐] 市内連携システム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	申請時
移転先33	健康福祉局健康部健康増進課
①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例(予定)及び名古屋市特定疾患医療給付事業実施要領
②移転先における用途	難病・特定疾患業務において、名古屋市特定疾患医療給付事業の承認者世帯の生計中心者の課税状況を確認し、階層区分判定を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 [1万人未満]
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	生計中心者

移転先一覧

別表2

⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	承認決定時(月2～3回)
移転先34	健康福祉局障害福祉部障害企画課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	外国人障害者給付金事業に関する条例(予定)及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	外国人障害者給付金の申請者の所得情報を把握し、支給停止判定の事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	月1回
移転先35	健康福祉局障害福祉部障害企画課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	心身障害者扶養共済掛金の減免事業に関する条例(予定)及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	心身障害者扶養共済掛金の減免判定に使用する。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 1万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	減免申請者及び世帯員
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()
⑦時期・頻度	申請時

移転先一覧

別表2

移転先36	健康福祉局障害福祉部障害企画課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課
①法令上の根拠	愛知県在宅重度障害者手当事業に関する条例(予定)及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	愛知県在宅重度障害者手当の申請者、その配偶者(別居・内縁を含む)及び世帯員の所得情報を把握し、支給停止判定の事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者、その配偶者(別居・内縁を含む)及び世帯員
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	月1回
移転先37	健康福祉局障害福祉部障害企画課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課
①法令上の根拠	日本放送協会受信料免除証明事業に関する条例(予定)及び番号法第9条第2項に基づく条例(予定)
②移転先における用途	日本放送協会受信料免除証明事業において、障害者及びその世帯員の所得情報を把握し、制度適用の可否及び適用停止判定事務を行う。
③移転する情報	個人住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	障害者及びその世帯員
⑥移転方法	☐ 〇 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	月1回

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)税務総合情報システム(税務システム)への情報登録の際に、申告書等の内容確認や本人確認を行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。また、地方税法に基づいて提出される申告書は、本人(又は代理人である税理士)が記載して提出するものであり、当該申告書においては、対象者の情報しか入手することができない。 (2)情報連携基盤システム(宛名システム等)の登録内容や住民基本台帳ネットワークシステムを用いて対象者の確認を行う。なお、情報連携基盤システム(宛名システム等)を通じて情報入手する際は、税務事務の対象者以外の情報を入手できない仕組みとなっている。 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)では、申告等の手続を行う者からしか情報を受け付けないように制御している。eLTAXを使って申告するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要があることから、当該申告等の手続を行おうとする者のみの申告等の受付を行うこととなる。国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタを通じて国税庁とのみとしか繋がっておらず、国税庁が送信した情報しか入手しない。また、他市町村に課税権があることが判明した場合は、速やかに他市町村に回送する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	1 事務上における措置 (1)法定の情報以外を誤って記載することがないような書面様式とする。また、記載要領を充実し、必要最小限の情報の記載となるようにする。 (2)不必要な書類は受け取らないようにする。不必要な書類を提出された場合は返還する。 (3)申告書等は一人につき一通ずつ記載する書面様式として、申告者が自己以外の申告を誤って行うことのないようにする。 (4)課税資料の提出があった場合、本市に出すべきものであるかどうかの確認を厳格に行い、他市町村分であることが判明した場合は返却又は回送する。 (5)住民基本台帳ネットワークシステムからは、決められた必要な情報しか提供を受け付けないようにシステムで制御している。 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手することを防止している。
その他の措置の内容	目的外の情報収集を行わないよう、利用者に対して情報保護に関する研修等を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 事務上における措置 納税者等が地方税法の規定に基づき、個人番号付きの申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、本人は、個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出する。 2 eLTAXにおける措置 納税者等の利便性向上のために書面だけでなく、eLTAXによる提出も認めている。 3 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	1 事務上における措置 番号法施行規則に従い、以下の措置を実施する。 (1) 個人番号カードの提示又は官公庁発行の身分証明書となるもの(運転免許証、公的医療保険の被保険者証等)等の提示を受ける。 (2) 受領した申告書等の内容と税務総合情報システム(税務システム)の宛名情報の一致を確認する。 2 eLTAXにおける措置 電子署名、利用者ID等を確認する。 3 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、本人確認は行わない。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	1 事務上における措置 番号法施行規則に従い、以下の措置を実施する。 (1) 個人番号カード等の提示を受ける。 (2) 住民基本台帳ネットワークシステム又は情報連携基盤システム(宛名システム等)で確認を行う。 (3) 本市から発行された書類等に記載されている個人番号については、真正性が担保されている。 2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 住民については、既存住民基本台帳システムと連携される。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	1 事務上における措置 (1) 特定個人情報の入力、削除及び訂正を行う際は、複数の職員による2重チェックを行っている。 (2) 申告内容を課税台帳等で確認し、誤りがあれば是正を求めるなどの対応を行っている。 2 eLTAXにおける措置 (1) 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)で入手するデータにつき、eLTAXの機能として非改ざん性が担保されている。 (2) 国税連携システム(eLTAX)で入手するデータにつき、国税庁が申告内容に誤りがあれば是正を求めるなどの対応をし、修正されたデータが国税庁から送信される。 3 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 (1) 住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。 (2) 住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報 that 漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 事務上における措置 (1) 申告書等につき、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、関係者以外は入室できない場所に保管する。また、申告書等の回送につき、鍵付きの箱に入れて搬送する。 (2) 提出された給与支払報告書につき、総括表記載の明細枚数と添付される明細の実際の枚数の一致を確認する。 (3) 申告書等につき、市税事務所等に納税義務者等が来庁する場合は、窓口で対面にて確実に収受する。 2 税務総合情報システム(税務システム)における措置 LGWANを除き、外部と直接接続できない仕組みとしている。 3 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)で入手するデータは、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からは閉域網であるLGWANを通じて、暗号化されて送信される。 4 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 アクセス制御や暗号化を実施することにより、漏えい・紛失を防止する。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	1 情報連携基盤システムにおける措置 (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2)許可のない業務システムや利用者は個人番号にアクセスできないように制限している。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)税務事務に必要な情報だけを保有しない。 (2)共通情報については、事務に不要な情報にはアクセスできないよう制限している。 (3)情報連携基盤システムへ接続できる処理を限定し、不要な情報を取得できないように制限している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)税務総合情報システム(税務システム)を利用する必要がある職員を特定し、利用者個人に付与されるIDと生体認証又はパスワード認証を実施する。 (2)税務総合情報システム(税務システム)の利用についてコンピューター名による端末認証を行う。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 (平成29年7月以降は、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施。) (2)システム連携時には、システムの認証を実施する。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を発行、変更及び失効する。ただし、職員認証基盤を使用できない利用者は、事務内容、所属、職階、任用種別及び利用期間等に基づき、予め期間を定めて発行し、期間経過時に自動失効する。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)発行 利用する情報、権限の種類、利用期間、事務の名称と内容、根拠法令等、利用者の範囲又は利用システム等に基づき設定する。 (2)失効 利用期間満了時に自動的に失効される。 また、利用者の範囲から外れた職員(異動、退職等)は自動的に失効される。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限を変更又は削除する。また、組織改正、制度改正及び税務総合情報システム(税務システム)改修時等にもアクセス権限の確認を行う。 2 情報連携基盤システムにおける措置 定期的にアクセス権限を確認し、不要となったアクセス権限は変更又は削除する。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない

	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 保有する特定個人情報の利用記録(日時、利用者情報、処理名及び対象者情報等)を保管する。 なお、システム管理者に加え、利用部署の所属長も利用記録を検索・閲覧することができる。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。 (2)(1)の記録には宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)
具体的な方法	
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	1 事務上における措置 (1)事務外でファイルを利用してはならないことを研修により指導している。 (2)違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。 2 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用履歴を管理しており、事務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑止している。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (1)システムの操作ログ、特定個人情報ファイルのアクセスログを記録する。 (2)許可のない情報にはアクセスできないように制限する。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)ファイルを複製可能な者は必要最小限とし、操作権限を設定している。 (2)外部記録媒体を使用できる機器を限定し、許可のない外部記録媒体が使用できないように制限している。 (3)外部記録媒体に情報を書き出しできる利用者を限定し、ログ(日時、利用者情報及びファイル情報)を記録している。 (4)電子メールを利用できる機器を限定するとともに、外部への送信時に所属長の許可を必要とし、送信データを保管するメールフィルターを導入している。 (5)ファイルの不必要な複製、送付及び送信を行ってはならないことを研修により指導している。 (6)違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。 2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 (1)情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 (2)必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定をする。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
1 特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 (1)端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。また、必要に応じて覗き見防止フィルターをディスプレイに施している。 (2)個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。また、管理を徹底するため、ハードコピー可能な画面、ユーザーをソフトウェアで制限する。	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	

情報保護管理体制の確認	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 実作業を行う委託先の選定にあたっては、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が付与するプライバシーマーク(以下「プライバシーマーク」という)又は一般財団法人日本情報経済社会推進協会若しくは公益財団法人日本適合性認定協会が認定する認証機関からISMS(以下「ISMS」という)を取得していることを受託者の要件とし、情報保護管理体制を確保している。 2 eLTAXにおける措置 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務につき、委託先の選定にあたっては、地方税共同機構が認定した事業者に委託している。 当該事業者は、ISMS認証(又はプライバシーマーク)を取得しているとともに、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」の各規定を満たした情報セキュリティ対策が確保されると認められた者である。また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。 3 情報連携基盤システムにおける措置 委託契約の締結にあたり、体制の確認を行うとともに秘密保持に関する誓約の提出を求める。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している] <選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1)本市施設内部で作業を行う委託業務においては、業務計画書等により、作業期間、作業内容、作業者及び作業範囲を明確にし、これに応じた必要最低限の処理権限等を付与する。また、受託者に実施状況を報告させている。 (2)(1)以外の委託業務については、目的外の利用を禁止するとともに、情報を取り扱うことができる人の範囲を定めていることを確認している。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)作業実施体制の提出を求める。 (2)作業実施にあたり必要となる最低限の従事者に対して個別にアクセス権限を付与する。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 本市施設内部で作業を行う委託業務においては、アクセスログ、操作ログ等を記録している。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)システムの操作ログ、アクセスログを記録する。 (2)システムの操作ログ、アクセスログを5年間保存する。
特定個人情報の提供ルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1)提供を原則禁止し、やむを得ない場合は、委託者の承認を得ることとしている。 (2)委託契約の調査条項に基づき情報取扱状況の報告を求めるとともに、必要があると認める時は実地調査を行っている。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)提供を禁止する。 (2)契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1)本市施設内部で作業を行う委託業務においては、外部への持ち出しを禁止している。 (2)(1)以外の委託業務では、原則としてデータを暗号化することとし、鍵付きの堅牢な容器で搬送する。 (3)媒体等の授受時には、身分証を確認し、授受簿にその内容を記録する。 (4)委託契約の調査条項に基づき情報取扱状況の報告を求めるとともに、必要があると認めるときは実地調査を行っている。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)庁舎外への持ち出しを禁止する。 (2)契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。

特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 特段の事情がない限り、情報が記録された資料を契約の終了までに返却すること及び保有する必要がなくなった情報を確実かつ速やかに切断、溶解及び消磁その他の復元不可能な方法によって処分することを定めるとともに、電子情報の消去について写真その他の証拠を添えた証明書等の提出を求めるなど、その遵守状況の報告を求め、必要に応じて作業現場等の実地確認を行うなどして、受託業者等に対する指揮監督の徹底を図っている。その他の証拠を添えた証明書等を提出することとしている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1) 関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 (2) 第三者に許可なく開示あるいは漏えいしてはならないこと。 (3) 目的外に使用してはならないこと。 (4) 漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 (5) 許可なく複写・複製しないこと。 (6) 情報保護に関する報告の求め、及び実地調査の求めに応ずること。 (7) 漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 (8) 従事者の教育を実施すること。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 番号法及び関連法令を遵守し、適正な管理のために必要な措置を講じること。 (2) 第三者に開示あるいは漏えいしてはならないこと。 (3) 目的外に使用してはならないこと。 (4) 漏えい、滅失又は改ざんの防止に必要な措置を講じること。 (5) 許可なく複写・複製しないこと。 (6) 漏えい、滅失又は改ざん等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。 (7) 従事者の教育を実施すること。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1) 許可のない再委託を禁止する。 (2) 情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。 (3) 再委託先での上記の遵守状況を報告させるとともに、必要がある場合は実地調査を行っている。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 許可のない再委託を禁止する。 (2) 特定個人情報の取扱いに関して委託先に課せられている事項と同一の事項の遵守を義務付ける。 (3) 契約に基づき遵守状況の報告を求めるとともに、実地確認調査を実施する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない	
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	1 事務上における措置 特定個人情報の取扱状況記録簿等に利用・提供の記録(情報名、日付、相手方等)を残し、10年間保存する。 2 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1) 特別徴収義務者等に対する通知(提供)の記録(相手方、通知日及び対象者情報)を5年間保持する。 (2) 庁内の提供・移転については、情報連携基盤システムで記録を保持する。 3 eLTAXにおける措置 (1) 審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者・年金支払者、地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の提供記録をシステム上で記録している。 (2) 国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他市町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録している。 4 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 情報連携基盤システムを利用した特定個人情報の提供・移転は、全て情報照会・提供記録を取得する。 (2) 取得した情報照会・提供記録は7年間保存する。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1) 名古屋市個人情報保護条例に基づき、以下のルールを遵守している。 ア 提供 特定個人情報など重要性の高い行政情報(特定個人情報を含む)は外部に提供してはならないとしているが、法令に定めがある場合は、外部への提供を可能としている。 イ 移転 移転先における情報の利用目的・根拠、情報管理体制等を含む利用条件について、必要な要件を満たしていることをあらかじめ確認している。 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者・年金支払者、地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ提供する特定個人情報については、操作手引書等に基づき提供処理を行っている。国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供についても同様である。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 移転・提供元によって許可された移転・提供先のみ移転・提供する。 (2) 定期的に移転・提供元及び移転・提供先に確認する。		
その他の措置の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1) 違反行為を行った場合は、番号法の罰則規定により措置を講じる。 (2) 情報連携基盤システム(宛名システム等)はデータの移転が認められた移転先からのみアクセスを許可し、データを移転している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 原則として、データ保護の仕組みが確立した情報連携基盤システム(宛名システム等)を通して連携することで、不適切な方法で特定個人情報が連携されることを防止している。 なお、上記により難い場合は媒体等を使用するが、必ずデータを暗号化している。 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と閉域網であるLGWANを通じて、暗号化されて送受信される。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2)許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (1)誤った情報を提供・移転してしまうリスクに対する措置 ア 提供・移転する特定個人情報について、税務総合情報システム(税務システム)で整合性をチェックしている。 イ 税務総合情報システム(税務システム)の機能改修時においては、当該改修に係る特定個人情報につき、正しい情報を提供・移転できるかについて十分なテストを行っている。 (2)誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置 ア 情報連携基盤システム(宛名システム等)を経由して提供・移転する場合、照会元からの照会要求に対象者の共通宛名番号を指定することを必須としており、対象者の情報であることを担保している。 イ 電子記録媒体を使用して提供・移転する場合、データの暗号化を行い、移転先毎に異なる復号キーを設定している。 ウ 紙媒体等により提供・移転する場合、提供・移転する特定個人情報について、複数の担当者による二重チェックを実施している。 2 eLTAXにおける措置 (1)審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができないため、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 (2)国税連携システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供を行う場合、提供先として国税庁及び市町村以外を設定することはできない仕様になっている。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (1)許可のない業務システムや端末はシステムに接続できないように制限している。 (2)許可のない特定個人情報にはアクセスできないように制限している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 (2) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入力するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 (2) 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 (3) 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3) 中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 (2) 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (3) 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 (4) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 2 中間サーバーの運用における措置 必要に応じて中間サーバー側で取得した情報提供記録を確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 (2)中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 (2)中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 (3)中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	1 情報連携基盤システムにおける措置 中間サーバーに保存する特定個人情報を適切な頻度で更新する。 2 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1)情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 (2)情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 (3)情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
1 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 (1) 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (2) 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 2 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1) 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 (2) 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 (3) 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 (4) 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[特に力を入れて整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[特に力を入れて周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)メインサーバ等は鍵付きの免震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。また、生体認証による入退室管理を実施するとともに、自動消火装置及び監視カメラを設置している。 (2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (4)端末は原則としてシンクライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 (5)データを定期的に別の電子記録媒体に保存し、別所に施錠保管することで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)情報連携基盤システムは、庁舎内の情報管理室に設置し、情報管理室への入退室を厳重に管理する。 (2)特定個人情報は、情報管理室内に設置された機器に保存する。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。

⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。 2 情報連携基盤システムにおける措置 死者以外の個人番号と同様に管理する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1) 住民登録者の宛名情報は情報連携基盤システム(宛名システム等)を介して定期的に更新する。 (2) 住民登録外者の宛名情報は、税務調査や申告書等の提出等により把握した情報を随時反映している。 (3) 税務調査や申告書等の提出等による税額等の変更を随時更新する。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 住民については、既存住民基本台帳システムと連携されるため、正確な情報となる。 (2) 住民以外の者については、情報連携基盤システムを利用する各事務において住民基本台帳ネットワークシステムを利用するなどして正確な情報に更新する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 保管期間の過ぎた特定個人情報をバッチ処理で消去する。紙媒体は保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものについて溶解処理を行う。また、保管期間の過ぎたバックアップデータも消去する。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 保管期間が過ぎた情報は定期的に削除する。 (2) 接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検		[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的なチェック方法	1 事務上における措置 (1)税務事務を実施する各課において、毎月1回自己点検を実施している。 (2)税務事務に従事する全ての職員が毎年1回自己点検を実施している。 (3)システム運用・保守業務に従事する職員及び事業者は毎月自己点検を実施している。 2 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。 3 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
②監査		[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
	具体的な内容	1 事務上における措置 情報保護に関する外部監査又は内部監査又は内部点検のいずれかを、少なくとも年1回実施することを定めている。概ね5年を周期として、外部監査(本監査・フォローアップ監査)、内部監査(2回程度)又は内部点検(1回程度)を行っている。 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (1)「名古屋市中における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。 (2)(1)の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。 4 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。

2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
	具体的な方法	1 名古屋市における措置 (1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (2)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (3)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。 2 事務上における措置 (1)新たに配属された職員(新規・異動者)全員に対して、情報セキュリティを含む研修を実施している。 (2)新たに配属された課長級職員に対して、管理者向け研修を実施している。 (3)システム保守・運用に携わる職員及び各課において情報に関する指導的役割を担う職員に対して、リーダー向け研修を実施している。 (4)委託業者に対して、関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 3 eLTAXにおける措置 eLTAX担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 4 情報連携基盤システムにおける措置 委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 5 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2)中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
3. その他のリスク対策		
1 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報室
②請求方法	名古屋市個人情報保護条例第19条に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
特記事項	市公式ウェブサイト上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	市税ファイル(個人市民税)
公表場所	市民情報センター、市公式ウェブサイト
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム整備室税務システム整備係 電話番号 052-265-1109
②対応方法	1 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 2 情報漏えい等に関する問合せがあれば、その事実確認を行うために、標準的な処理期間を条例上に規定している。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.3】Ⅰ 基本情報 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、課税資料照会システム	審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)	事後	重要な変更にあたらな (課税資料照会システムの廃止)
平成29年1月27日	【P.7】Ⅰ 基本情報 4 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	5 マイポータルにより、納税者が自己の税情報の提供履歴を簡易な方法で確認することができる。	5 マイナポータルにより、納税者が自己の税情報の提供履歴を簡易な方法で確認することができる。	事後	重要な変更にあたらな (誤字の修正)
平成29年1月27日	【P.12】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	1 所得情報等の取得について、地方税法第317条の2、同法第317条の6及び同法第317条の7の2等により規定されている。	1 所得情報等の取得について、地方税法第317条の2、同法第317条の3及び同法第317条の6等により規定されている。	事後	重要な変更にあたらな (誤字の修正)
平成29年1月27日	【P.13】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	日本電気株式会社	日本電気株式会社 東海支社	事後	重要な変更にあたらな (支社名を追記)
平成29年1月27日	【P.15、16】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4及び委託事項5 ⑥委託先名	委託事項4 NTT DATA株式会社 委託事項5 インテック株式会社	委託事項4 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 委託事項5 株式会社インテック	事後	重要な変更にあたらな (会社名の変更)
平成29年1月27日	【P.18】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先1 ⑦時期・頻度	当初課税時及び更正時(月1回)	当初課税時及び更正時(月2回)	事後	重要な変更にあたらな (更正時の提供回数の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.18】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ⑦ 時期・頻度	2 特別徴収税額通知 7月	2 特別徴収税額通知 7月～12月	事後	重要な変更にあたらな (地方税法の改正対応)
平成29年1月27日	【P.18】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	【○】提供を行っている（ 62 ）件	【○】提供を行っている（ 60 ）件	事後	重要な変更にあたらな (提供件数の変更)
平成29年1月27日	【P.20】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先6、7	名古屋市教育委員会学事課の①～⑦の項目	削除	事後	重要な変更にあたらな (番号法第19条第9号の規定に基づく条例による特定個人情報の提供を行わないため)
平成29年1月27日	【P.21】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6 特定個人情報の保管・消去 ③ 消去方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 団体内統合宛名番号に紐づく特定個人情報の情報連携が不要になった時点で削除する。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1) 保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2) 移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 保管期間を過ぎた特定個人情報は定期的に削除する。 (2) ディスク交換やハード更改等の際は、情報連携基盤システム運用機器の保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	事後	重要な変更にあたらな (消去方法の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.37】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	・番号法別表第2の9項 ・番号法命令第8条	・番号法別表第2の9項	事後	重要な変更にあたらぬ (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成29年1月27日	【P.37】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	・番号法別表第2の23項 ・番号法命令第16条	・番号法別表第2の23項	事後	重要な変更にあたらぬ (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成29年1月27日	【P.37】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であつて主務省令で定められた用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定められた用途	事後	重要な変更にあたらぬ (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成29年1月27日	【P.37】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ⑤対象となる本人の範囲	生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者	事後	重要な変更にあたらぬ (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成29年1月27日	【P.38】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の35項	・番号法別表第2の35項 ・番号法命令第22条の2	事後	重要な変更にあたらぬ (番号法別表2及び主務省令の改正等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.38】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 提供先 別表第2の38項	—	提供先 都道府県教育委員会又は市町村教育委員会 ①法令上の根拠 ・番号法別表第2の38項 ・番号法令第24条 ②提供先における用途 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた用途 ③提供する情報 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) ④対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた時	事後	重要な変更にあたらない (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成29年1月27日	【P.38】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の48項	・番号法別表第2の48項 ・番号法令第26条の3	事後	重要な変更にあたらない (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成29年1月27日	【P.39】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	・番号法別表第2の61項 ・番号法令第32条	番号法別表第2の61項	事後	重要な変更にあたらない (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成29年1月27日	【P.39】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	・番号法別表第2の62項 ・番号法令第33条	番号法別表第2の62項	事後	重要な変更にあたらない (番号法別表2及び主務省令の改正等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.39】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の84項	・番号法別表第2の84項 ・番号法命令第43条の3	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成29年1月27日	【P.40】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の91項	・番号法別表第2の91項 ・番号法命令第44条の2	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成29年1月27日	【P.40】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	・番号法別表第2の92項 ・番号法命令第45条	番号法別表第2の92項	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成29年1月27日	【P.40】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の101項	・番号法別表第2の101項 ・番号法命令第49条の2	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成29年1月27日	【P.45】別表2移転先一覧 移転先10 ②移転先における用途	母子寡婦福祉資金の貸付審査に必要な課税情報を確認し、貸付可否等の決定を行う。	母子父子寡婦福祉資金の貸付審査に必要な課税情報を確認し、貸付可否等の決定を行う。	事後	重要な変更にあたらな (誤字の修正)
平成29年1月27日	【P.46】別表2移転先一覧 移転先10 ⑦時期・頻度	母子寡婦福祉資金の貸付申請時	母子父子寡婦福祉資金の貸付申請時	事後	重要な変更にあたらな (誤字の修正)
平成29年1月27日	【P.63】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	2 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)情報連携基盤システムで保有する特定個人情報の情報照会・提供記録を保管する。 (2)(1)の記録には宛名番号、成否、日時、所属、事務、事務手続、職員、システムID、特定個人情報、特定個人情報の項目を含む。(所属、職員等システム連携のため特定できない場合には、利用する業務システム側で特定できる記録を残す。)	事後	重要な変更にあたらな (記録項目を追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.63】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用リスク4 リスクに対する措置の内容	2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。	2 情報連携基盤システム・中間サーバーにおける措置 (1)情報連携基盤システム・中間サーバーを利用する端末では、許可のない外部記録媒体の使用を禁止する。 (2)必要最低限の利用者又は業務システムに対して必要最低限の出力しかできないアクセス権を設定をする。	事後	重要な変更にあたらな (アクセス権の設定を追記)
平成29年1月27日	【P.64】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	(2)システムの操作ログ、アクセスログを3年間保存する。	(2)システムの操作ログ、アクセスログを5年間保存する。	事後	重要な変更にあたらな (保存期間の延長)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.72】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	1 ケース1 約600人分の個人情報の記録されたUSBメモリを金庫から取り出した後に、窓口で市民に声をかけられ対応しているうちに庁舎内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。 2 ケース2 132名の登録者に対し、情報提供の為に電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「CC」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 3 ケース3 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462 件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 4 ケース4 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の対応などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	1 ケース1 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462 件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 2 ケース2 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の対応などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事後	重要な変更にあたらない (期間経過に伴う記載内容の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.72】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨ 過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	1 ケース1、4 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。またケース4の当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。 2 ケース2、3 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれている時に、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。	1 ケース1 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれている時に、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。 2 ケース2 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。また当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。	事後	事象の整理。重要な変更該当しないため、事後に提出。
平成29年1月27日	【P.73】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7 特定個人情報の保管・消去リスク3 消去手順 手順の内容	2 情報連携基盤システムにおける措置 不要となった情報は定期的に削除する。	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1) 保管期間が過ぎた情報は定期的に削除する。 (2) 接続する業務システムからの不要となった情報の削除要求に基づき、削除する。	事後	重要な変更にあたらない (手順の内容の追記)
平成29年1月27日	【P.74】Ⅳその他のリスク対策 1 監査 ① 自己点検 具体的なチェック方法	2 情報連携基盤システムにおける措置 運用規則等に基づき、情報連携基盤システム(宛名システム等)の運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	2 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムの運用及び情報連携基盤システムでの特定個人情報ファイルの取り扱いが、本評価書及び運用規則等のとおり適切に実施されていることを確認するために、情報連携基盤システムの運用に携わる職員及びシステム開発・運用保守業者が定期的に自己点検を実施することとしている。	事後	重要な変更にあたらない (具体的なチェック方法の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月27日	【P.74】Ⅳその他のリスク対策 ①監査 ②監査 具体的な内容	3 情報連携基盤システムにおける措置 情報連携基盤システムについて、監査を行う。	3 情報連携基盤システムにおける措置 (1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、情報連携基盤システムにおける特定個人情報の管理の状況の点検又は情報セキュリティ監査を実施する。 (2)(1)の実施結果に応じて必要な改善措置を講じる。	事後	重要な変更にあたらない (具体的な内容の追記)
平成29年1月27日	【P.75】Ⅳその他のリスク対策 2従業員に対する教育・啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	1 事務上における措置 (1)新たに配属された職員(新規・異動者)全員に対して、情報セキュリティを含む研修を実施している。 (2)新たに配属された課長級職員に対して、管理者向け研修を実施している。 (3)システム保守・運用に携わる職員及び各課において情報に関する指導的役割を担う職員に対して、リーダー向け研修を実施している。 (4)委託業者に対して、関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 2 eLTAXにおける措置 eLTAX担当者を、国の指定法人である一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 3 情報連携基盤システムにおける措置 委託業者に対して、番号法及び関連法令の順守、機密保持及び従事者への情報の取扱いに関する教育を求める。 4 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (1)中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 (2)中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	1 名古屋市における措置 (1)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報の保護責任者、特定個人情報を取扱うシステム所管課長、各事務取扱担当者等に対して、特定個人情報の適正な管理に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (2)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、特定個人情報を取扱うシステムを利用する職員に対して、システムの運用及びセキュリティ対策に関する研修をおおむね1年ごとに行う。 (3)「名古屋市における特定個人情報の適正な取扱いに関する方針」に基づき、その他の特定個人情報を取扱う職員に対して特定個人情報の安全管理に関する研修をおおむね1年ごとに実施する。 2 事務上における措置 (略) 3 eLTAXにおける措置 (略) 4 情報連携基盤システムにおける措置 (略) 5 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 (略)	事後	重要な変更にあたらない (具体的な方法を追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月12日	別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成30年3月12日	【P.37】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ⑤対象となる本人の範囲	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成30年3月12日	【P.41】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の116項	・番号法別表第2の116項 ・番号法令第59条の2	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成30年3月12日	【P.41】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の119項	・番号法別表第2の119項 ・番号法令第59条の3	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
平成30年3月12日	【P.62】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。	2 情報連携基盤システムにおける措置 (1)端末利用時には、利用者個人に付与されるIDとパスワード又は生体認証による認証を実施する。 (平成29年7月以降は、パスワード及び生体認証による二要素認証を実施。)	事後	重要な変更にあたらな (認証方法の厳格化によりリスクを軽減させる)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月12日	【P.72】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	1 ケース1 863の事業所に対し、情報提供のため電子メールを一括送信する際、本来「BCC」欄を使用すべきところ誤って「宛先」欄を使用したため、お互いの電子メールアドレスが判別できる状況となった。863のメールアドレスのうち個人が特定できる恐れのあるメールアドレスは462件あった。漏えいした電子メールアドレスの不正利用については確認されていない。 2 ケース2 184名分の個人情報の記録されたUSBメモリを用いてデータの移行作業をしていたところ、別の電話の応対などを行っているうちに事務室内でUSBメモリを紛失した。紛失したUSBメモリに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	過去に委託事業で使用していた約400人分の個人情報の記録されたMOディスクが紛失していることが判明した。紛失したMOディスクに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事後	重要な変更にあたらぬ (期間経過に伴う記載内容の整理)
平成30年3月12日	【P.72】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7特定個人情報の保管・消去リスク1 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	1 ケース1 「あて先」、「CC」に複数の外部メールアドレスが含まれている時に、自動的に「BCC」の扱いに修正する機能を持った機器を導入した。 2 ケース2 外部記録媒体の利用を原則禁止とし、例外的に利用する場合についても利用範囲の限定、外部記録媒体管理の厳格化、紛失に備えストラップやキーホルダーの装着に努める、機密情報を保存する場合の暗号化実施等のルールを定めた。また当該業務に関しては外部記録媒体を利用せずに、ネットワークを介して作業ができるようにシステム改修を行った。	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱いについて規程を定め、外部記録媒体の適切な利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	事後	重要な変更にあたらぬ (期間経過に伴う記載内容の整理)
平成30年12月3日	【P.6】Ⅰ基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	4 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務総合情報システム(税務システム)と連携している。 (1)審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 (2)税務総合情報システム(税務システム)から審査システム(eLTAX)への連携:プレ申告データ、特別徴収税額通知データ等	4 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務総合情報システム(税務システム)と連携している。 (1)審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:申告データ、利用届出データ、申請・届出データ等 (2)税務総合情報システム(税務システム)から審査システム(eLTAX)への連携:プレ申告データ、特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用)等	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月3日	【P.6】I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	3 国税連携システム(eLTAX)は、以下の機能を実装している。 (1)国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。	3 国税連携システム(eLTAX)は、以下の機能を実装している。 (1)国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
平成30年12月3日	【P.7】I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署 ②所属長の役職名	①部署 財政局税務部 ②所属長 財政局税務部主幹 新美 聖星	①部署 財政局税務部税務システム整備室 ②所属長の役職名 室長	事後	重要な変更にあたらぬ (様式の改正及び組織の変更)
平成30年12月3日	【P.8】(別添1)事務の内容	事務フロー図 (略) (備考)欄 ①住民等より提出される住民税申告書等を受け付け、確認を行う。また、国税庁及び他市町村より所得税確定申告書等データ及び住民税申告書等を取得する。 ②～⑬ (略)	事務フロー図 ⑭特定個人情報ファイル(本人確認用) (備考)欄 ①住民等より提出される住民税申告書等を受け付け、確認を行う。また、国税庁及び他市町村より所得税確定申告書等、住民税申告書及び住民登録外通知等を取得する。 ②～⑬ (略) ⑭特定個人情報ファイル(本人確認用)を審査システム(eLTAX)へ連携する。	事後	重要な変更にあたらぬ (eLTAXの仕様変更に伴う、見直しによる変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月3日	【P.20】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6	—	提供先 一般社団法人電子化協議会 ①法令上の根拠 番号法施行規則第3条第1項第5号 ②提供先における用途 納税者から提出された申告書等データの本人確認のため ③提供する情報 個人番号、納税者ID(識別番号)、ファイル区分(登録、削除) ④対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 本市に対して電子申告を行った者のうち、本市にて本人確認を行った者 ⑥提供方法 LGWAN ⑦時期・頻度 随時	事後	重要な変更にあたらない (eLTAXの仕様変更に伴う、 見直しによる追加)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月3日	【P.20】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先6	—	提供先 市町村長 ①法令上の根拠 ・地方税法第294条第3項 ・地方税法附則第7条第5項及び第12項 ②提供先における用途 個人住民税の賦課決定に利用するため ③提供する情報 ・住登外課税とした旨及び住所、氏名等（住登外課税通知） ・寄附金額及び住所、氏名等（寄附金税額控除に係る申告特例通知書） ④対象となる本人の数 1万人以上10万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 ・住登外課税した者（住登外課税通知） ・寄附金税額控除に係る申告書の特例対象となる寄附をした者（寄附金税額控除に係る申告特例通知書） ⑥提供方法 LGWAN ⑦時期・頻度 ・6月ほか随時（住登外課税通知） ・1月（寄附金税額控除に係る申告特例通知書）	事後	重要な変更にあたらな い（eLTAXの仕様変更に伴う、 見直しによる追加）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年12月3日	【P.66】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	1 事務上における措置 (略) 2 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (略) 3 eLTAXにおける措置 (1)審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者・年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の提供記録をシステム上で記録している。 (2)国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他市町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録している。 4 情報連携基盤システムにおける措置 (略)	1 事務上における措置 (略) 2 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (略) 3 eLTAXにおける措置 (1)審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者・年金支払者、地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ提供する特定個人情報については、送信日時や送信状況等の提供記録をシステム上で記録している。 (2)国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他市町村へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日時、送信状況等の当該提供記録をシステム上で記録している。 4 情報連携基盤システムにおける措置 (略)	事後	重要な変更にあたらな (具体的な内容の追記)
平成30年12月3日	【P.66】Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルール内容及びルール順守の確認方法	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (略) 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者・年金支払者へ提供する特定個人情報については、操作手引書等に基づき提供処理を行っている。国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供についても同様である。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (略)	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (略) 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)を利用して給与支払者・年金支払者、地方税ポータルセンタ(eLTAX)へ提供する特定個人情報については、操作手引書等に基づき提供処理を行っている。国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供についても同様である。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (略)	事後	重要な変更にあたらな (具体的な内容の追記)
平成30年12月3日	【P.76】Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税制課税務システム係 電話番号 052-265-1109	〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5番8号 名古屋市役所財政局税務部税務システム整備室税務システム整備係 電話番号 052-265-1109	事後	重要な変更にあたらな (組織の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	【P.6】I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 2～5 (略)	1 地方税ポータルシステム(eLTAX)は、納税者の利便性の向上を図るとともに、税務事務の高度化及び効率化に寄与するため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成17年1月から運用が開始されたシステムである。 2～5 (略)	事後	重要な変更にあたらない (一般社団法人地方税電子化協議会の組織変更)
令和1年12月2日	【P.6】I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	1～4 (略) 5 審査システム(eLTAX)は、以下の機能を実装している。 (1)個人住民税: 給与又は公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額等を特別徴収義務者に送付する。 (2)～(3) (略)	1～4 (略) 5 審査システム(eLTAX)は、以下の機能を実装している。 (1)個人住民税: 給与又は公的年金等の支払をする者から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書等を受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額等を特別徴収義務者に送付、寄附金税額控除に係る申告特例通知データを他自治体との間で送付及び受領する。 (2)～(3) (略)	事後	重要な変更にあたらない (eLTAXのシステム更改に伴う、仕様の変更)
令和1年12月2日	【P.6】I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 2～3 (略)	1 国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、地方税共同機構が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 2～3 (略)	事後	重要な変更にあたらない (一般社団法人地方税電子化協議会の組織変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	【P.6】Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	1～2 (略) 3 国税連携システム(eLTAX)は、以下の機能を実装している。 (1) 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。 (2) (略)	1～2 (略) 3 国税連携システム(eLTAX)は、以下の機能を実装している。 (1) 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税確定申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養正情報等データを国税庁に送付する。同じく、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データ等を他自治体との間で送付及び受領する。 (2) (略)	事後	重要な変更にあたらぬ (eLTAXのシステム更改に伴う、仕様の変更)
令和1年12月2日	【P.8】(別添1)事務の内容	事務フロー図 (略) (備考)欄 ①～⑭ (略)	事務フロー図 ⑮寄附金税額控除に係る申告特例通知 (備考)欄 ①～⑭ (略) ⑮寄附金税額控除に係る申告特例通知データを送付・受領する。	事後	重要な変更にあたらぬ (eLTAXのシステム更改に伴う、仕様の変更)
令和1年12月2日	【P.20】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先6	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	重要な変更にあたらぬ (一般社団法人地方税電子化協議会の組織変更)
令和1年12月2日	【P.37】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の9項	・番号法別表第2の9項 ・番号法命令第8条	事後	重要な変更にあたらぬ (番号法別表2及び主務省令の改正等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	【P.37】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 提供先 別表第2の20項	—	提供先 市町村長 ①法令上の根拠 ・番号法別表第2の20項 ・番号法令第14条 ②提供先における用途 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定め られた用途 ③提供する情報 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情 報) ④対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であって主務省令で定め られた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた時	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令 の改正等)
令和1年12月2日	【P.37】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の23項	・番号法別表第2の23項 ・番号法令第16条	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令 の改正等)
令和1年12月2日	【P.38】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の34項	・番号法別表第2の34項 ・番号法令第22条の3	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令 の改正等)
令和1年12月2日	【P.38】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	・番号法別表第2の35項 ・番号法令第22条の2	・番号法別表第2の35項 ・番号法令第22条の4	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令 の改正等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	【P.38】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の39項	・番号法別表第2の39項 ・番号法令第24条の2	事後	重要な変更にあたらぬ (番号法別表2及び主務省令の改正等)
令和1年12月2日	【P.38】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の40項	・番号法別表第2の40項 ・番号法令第24条の3	事後	重要な変更にあたらぬ (番号法別表2及び主務省令の改正等)
令和1年12月2日	【P.38】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 提供先 別表第2の53項	—	提供先 市町村長 ①法令上の根拠 ・番号法別表第2の53項 ・番号法令第27条 ②提供先における用途 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であつて主務省令で定め られた用途 ③提供する情報 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情 報) ④対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、 障害者支援施設等への入所等の措置又は費用 の徴収に関する事務であつて主務省令で定め られた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた時	事後	重要な変更にあたらぬ (番号法別表2及び主務省令の改正等)
令和1年12月2日	【P.39】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の58項	・番号法別表第2の58項 ・番号法令第31条の2	事後	重要な変更にあたらぬ (番号法別表2及び主務省令の改正等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	【P.39】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の59項	・番号法別表第2の59項 ・番号法令第31条の3	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
令和1年12月2日	【P.39】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の61項	・番号法別表第2の61項 ・番号法令第32条	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
令和1年12月2日	【P.39】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の62項	・番号法別表第2の62項 ・番号法令第33条	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
令和1年12月2日	【P.39】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 提供先 別表第2の85の2項	—	提供先 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 ①法令上の根拠 ・番号法別表第2の85の2項 ・番号法令第43条の4 ②提供先における用途 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途 ③提供する情報 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) ④対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた時	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	【P.40】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	番号法別表第2の92項	・番号法別表第2の92項 ・番号法令第45条	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
令和1年12月2日	【P.41】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 提供先 別表第2の117項	—	提供先 厚生労働大臣 ①法令上の根拠 ・番号法別表第2の117項 ・番号法令第59条の2の2 ②提供先における用途 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた用途 ③提供する情報 地方税関係情報(課税年度別の個人住民税情報) ④対象となる本人の数 100万人以上1,000万人未満 ⑤対象となる本人の範囲 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であつて主務省令で定められた範囲に該当する者 ⑥提供方法 情報提供ネットワークシステム ⑦時期・頻度 照会を受けた時	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)
令和1年12月2日	【P.41】別表1「情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先等一覧」 ①法令上の根拠	・番号法別表第2の119項 ・番号法令第59条の3	・番号法別表第2の120項	事後	重要な変更にあたらな (番号法別表2及び主務省令の改正等)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	【P.64】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (略) 2 eLTAXにおける措置 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務につき、委託先の選定に当たっては、一般社団法人地方税電子化協議会が認定した事業者 に委託している。 (中略)また、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (略)	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 (略) 2 eLTAXにおける措置 国税連携システム(eLTAX)の運営に関する業務につき、委託先の選定に当たっては、地方税共同機構が認定した事業者 に委託している。 (中略)また、毎年度、地方税共同機構が委託する外部の第三者による情報セキュリティ監査が実施されており、当該事業者から監査結果についての報告を受けている。 審査システム(eLTAX)の運営に関する業務についても、上記に準じた確認を行っている。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (略)	事後	重要な変更にあたらない (一般社団法人地方税電子化協議会の組織変更)
令和1年12月2日	【P.72】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したかその内容	過去に委託事業で使用していた約400人分の個人情報の記録されたMOディスクが紛失していることが判明した。紛失したMOディスクに記録されていた個人情報の不正利用については確認されていない。	事業報告書をHPに掲載した旨を、参加申し込みした児童の保護者に、受託事業者が電子メールを一括送信した際、本来全て「BCC」欄を使用すべきところ誤って「TO」欄を使用したため、500名の電子メールアドレス等が互いにわかる形で送信した。	事後	重要な変更にあたらない (期間経過に伴う記載内容の整理)
令和1年12月2日	【P.72】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑨過去3年以内に、評価実施期間において、個人情報に関する重大事故が発生したか再発防止策の内容	委託業務で使用する外部記録媒体の管理取扱いについて規程を定め、外部記録媒体の適切な利用管理及び個人情報保護の徹底を図った。	電子メール等を送信する前には、必ず送信前に複数の職員で宛先や内容の確認をすることを改めて周知・徹底するよう指示した。また、受託業者に対して情報に関する点検結果の報告を求めるとともに、未実施の項目については、再発防止策を考え、すみやかに実施するよう指示した。	事後	重要な変更にあたらない (期間経過に伴う記載内容の整理)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月2日	【P.74】Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	1 事務上における措置 (略) 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、一般社団法人地方税電子化協議会による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、一般社団法人地方税電子化協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (略) 4 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (略)	1 事務上における措置 (略) 2 eLTAXにおける措置 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)については、毎年度、地方税共同機構による情報セキュリティ監査が実施されている。 なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。 3 情報連携基盤システムにおける措置 (略) 4 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (略)	事後	重要な変更にあたらぬ (一般社団法人地方税電子化協議会の組織変更)
令和1年12月2日	【P.75】Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業員に対する教育・啓発 具体的な内容	1 名古屋市における措置 (略) 2 事務上における措置 (略) 3 eLTAXにおける措置 eLTAX担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 4 情報連携基盤システムにおける措置 (略) 5 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (略)	1 名古屋市における措置 (略) 2 事務上における措置 (略) 3 eLTAXにおける措置 eLTAX担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 4 情報連携基盤システムにおける措置 (略) 5 中間サーバ・プラットフォームにおける措置 (略)	事後	重要な変更にあたらぬ (一般社団法人地方税電子化協議会の組織変更)
	【P.1】評価書名	個人市民税に関する事務	個人住民税に関する事務	事後	重要な変更にあたらぬ (誤字の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.3】Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	(4)生活保護関係情報及び障害者関係情報等を情報連携基盤システム又は中間サーバ経由で取得する。	(4)個人住民税関係情報、生活保護関係情報及び障害者関係情報等を情報連携基盤システム又は中間サーバ経由で取得する。	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
	【P.8、9】(別添1)事務の内容	—	<図> 個人住民税ファイル図形を追加 (略) ①申告情報等(回送)及び⑮寄附金税額控除に係る申告特例通知に矢印図形を追加	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
	【P.8】(別添1)事務の内容	<備考> ④情報提供ネットワークシステム又は情報連携基盤システムより、障害者関係情報及び生活保護関係情報の照会を行う。	<備考> ④情報提供ネットワークシステム又は情報連携基盤システムより、個人住民税関係情報、障害者関係情報及び生活保護関係情報等の照会を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ (具体的な内容の追記)
	【P.9】(別添1)事務の内容	<図及び備考欄> ⑩税務総合情報システム(滞納整理)の情報を基に滞納整理事務を行う。 ⑪委託業者において滞納情報を基に電話催告を行う。	<図及び備考欄> ⑩委託業者において滞納情報を基に電話催告を行う。 ⑪税務総合情報システム(滞納整理)の情報を基に滞納整理事務を行う。	事後	重要な変更にあたらぬ (記載順の見直し)
	【P.11】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成28年1月1日	平成28年1月1日(令和4年1月システム更改予定)	事前	重要な変更にあたらぬ (システム再構築に伴う記載の修正)
	【P.11】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報ファイルの入手・使用 ①入手元	市民経済局	スポーツ市民局	事後	重要な変更にあたらぬ (市組織の改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.13】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税務総合情報システム運用・保守	税務総合情報システム再構築・運用保守業務	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.13】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	税務総合情報システム(税務システム)の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。	税務総合情報システム(税務システム)の運用・保守を行うために、特定個人情報ファイルの管理を委託している。また、データバックアップの遠隔地保管を委託している。	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.13】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]専用線 (略) []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略)	[○]専用線 (略) [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略)	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.13】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	日本電気株式会社 東海支社	富士通株式会社 東海支社	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託先の変更)
	【P.13】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ⑨再委託事項	上記委託内容のうち、本市庁内作業エリア内で行う作業	税務総合情報システムのアプリケーション保守作業及び運用オペレーション作業等	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.16】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(略) []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略) [○]フラッシュメモリ	(略) [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略) []フラッシュメモリ	事前	重要な変更にあたらな (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.17】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7	税務総合情報システム用機器の賃貸借	税務総合情報システム用サーバ機器等の賃貸借	事前	重要な変更にあたらな (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.17】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ①委託内容	税務総合情報システムで使用する端末機・サーバ・汎用機等の賃貸借及び保守。端末・サーバに係る運用。データバックアップの遠隔地保管。	税務総合情報システムで使用するサーバ等の賃貸借及び保守。サーバに係る運用。	事前	重要な変更にあたらな (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.17】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	(略) [○]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略) []その他	(略) []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) (略) [○]その他(庁内の電算エリア内での作業)	事前	重要な変更にあたらな (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.17】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑥委託先名	株式会社JECC	落札業者(※令和2年4月入札予定)	事前	重要な変更にあたらな (システム再構築に伴う委託先の変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.17】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項7 ⑨再委託事項	税務総合情報システムで使用する端末機・サーバ・汎用機等の保守。端末・サーバに係る運用。データバックアップの遠隔地保管。	税務総合情報システムで使用するサーバ等の保守。サーバに係る運用。	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う委託内容の変更)
	【P.18】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第1項、地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の7第2項等	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の7第2項等	事後	重要な変更にあたらない (誤字の修正)
	【P.19】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらない (番号法の改正)
	【P.19】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先5 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号、地方税法第317条	番号法第19条第9号、地方税法第317条	事後	重要な変更にあたらない (番号法の改正)
	【P.20】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先7 ⑦時期・頻度	6月ほか随時(住登外課税通知)	5月ほか随時(住登外課税通知)	事後	重要な変更にあたらない (処理時期の変更に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.21】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 以下に示した条件を満たしているサーバ内の磁気ディスクにデータとして保管している。 (1)略 (2)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。 (3)申告書等について、施錠可能な場所に保管している。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 以下に示した条件を満たしているサーバ内のストレージ装置にデータとして保管している。 (1)略 (2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (4)申告書等について、施錠可能な場所に保管している。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (特定個人情報の保管場所)
	【P.21】Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2)移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)保管期間を過ぎたデータについては、処理日程を決め(年1回)、削除を行う。 (2)移転・提供が不要となった特定個人情報について、定期的に情報連携基盤システム上から削除する。 (3)機器撤去の際には、機器の保守業者において、保存された情報が読み出しできないよう撤去前に処理し、市に結果を書面で報告する。	事前	重要な変更にあたらない (記録装置の論理・物理破壊の追加によるリスクの軽減)
	【P.22-36】 (別添2)特定個人番号ファイルの記録項目	—	別添2参照	事前	重要な変更にあたらない (システム再構築に伴う新規作成)
	【P.42】別表2 移転先一覧 移転先1	各区役所区民福祉部民生子ども課・福祉課・支所区民福祉課・保健所保健予防課	各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・福祉課・支所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.42】別表2 移転先一覧 移転先2	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課・保健所保健予防課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.42】別表2 移転先一覧 移転先3	健康福祉局健康部保健医療課及び各区役所保 健所企画調査係	健康福祉局健康部感染症対策室及び各区役所 保健福祉センター保健管理課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.43】別表2 移転先一覧 移転先4	各区役所区民福祉部民生子ども課・支所区民 福祉課	各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども 課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.44】別表2 移転先一覧 移転先5	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課及び各区役 所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課	健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課及び各区役 所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民 福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.44】別表2 移転先一覧 移転先6 ⑥移転方法	(略) [○]フラッシュメモリ	(略) []フラッシュメモリ	事後	重要な変更にあたらない (移転方法の変更)
	【P.44】別表2 移転先一覧 移転先7	各区役所区民福祉部保険年金課・支所区民福 祉課	各区役所保健福祉センター福祉部保険年金 課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.44】別表2 移転先一覧 移転先8	子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課及 び各区役所区民福祉部民生子ども課・支所区 民福祉課	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来 企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部 民生子ども課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.44】別表2 移転先一覧 移転先8 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の37項及び	番号法第9条第1項、同法別表第1の22、37項及 び	事後	重要な変更にあたらない (記載漏れの追記)
	【P.45】別表2 移転先一覧 移転先9	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支 所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.45】別表2 移転先一覧 移転先10	子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課及 び各区役所区民福祉部民生子ども課・支所区 民福祉課	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来 企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部 民生子ども課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.46】別表2 移転先一覧 移転先11	子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課及 び各区役所区民福祉部民生子ども課・支所区 民福祉課	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来 企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部 民生子ども課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.46】別表2 移転先一覧 移転先11 ①法令上の根拠	番号法第9条第1項、同法別表第1の44項及び	番号法第9条第1項、同法別表第1の21、44項及び	事後	重要な変更にあたらない (記載漏れの追記)
	【P.46】別表2 移転先一覧 移転先12	子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課及び各区役所区民福祉部民生子ども課・支所区民福祉課	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.47】別表2 移転先一覧 移転先13	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.47】別表2 移転先一覧 移転先14	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.47】別表2 移転先一覧 移転先15	各区役所保健所保健予防課	各区役所保健福祉センター保健予防課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.48】別表2 移転先一覧 移転先16	子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課及び各区役所区民福祉部民生子ども課・支所区民福祉課	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.49】別表2 移転先一覧 移転先18	健康福祉局生活福祉部医療福祉課及び各区役所区民福祉部保険年金課・支所区民福祉課	健康福祉局生活福祉部医療福祉課及び各区役所保健福祉センター福祉部保険年金課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.50】別表2 移転先一覧 移転先20	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課	健康福祉局高齢福祉部介護保険課及び各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.50】別表2 移転先一覧 移転先21	健康福祉局健康部保健医療課及び各区役所保健所企画調査係	健康福祉局健康部感染症対策室及び各区役所保健福祉センター保健管理課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.51】別表2 移転先一覧 移転先22	各区役所保健所保健予防課	各区役所保健福祉センター保健予防課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.51】別表2 移転先一覧 移転先23	子ども青少年局保育部保育運営課・保育企画室及び各区役所区民福祉部民生子ども課・支所区民福祉課	子ども青少年局保育部保育企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.52】別表2 移転先一覧 移転先24	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課・保健所保健予防課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.53】別表2 移転先一覧 移転先25	各区役所区民福祉部福祉課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.54】別表2 移転先一覧 移転先26	各区役所区民福祉部福祉課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.55】別表2 移転先一覧 移転先27	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)
	【P.55】別表2 移転先一覧 移転先28	各区役所保健所保健予防課	各区役所保健福祉センター保健予防課	事後	重要な変更にあたらない (市組織改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.56】別表2 移転先一覧 移転先29	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課	区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
	【P.56】別表2 移転先一覧 移転先30	子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課及 び各区役所区民福祉部民生子ども課・支所区 民福祉課	子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来 企画室及び各区役所保健福祉センター福祉部 民生子ども課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
	【P.56】別表2 移転先一覧 移転先31	各区役所区民福祉部民生子ども課・支所区民 福祉課	各区役所保健福祉センター福祉部民生子ども 課・支所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
	【P.57】別表2 移転先一覧 移転先32	各区役所保健所企画調査係	各区役所保健福祉センター保健管理課	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
	【P.58】別表2 移転先一覧 移転先34	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支 所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
	【P.58】別表2 移転先一覧 移転先35	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支 所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
	【P.59】別表2 移転先一覧 移転先36	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支 所区民福祉課	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)
	【P.59】別表2 移転先一覧 移転先37	各区役所区民福祉部福祉課・支所区民福祉 課・保健所保健予防課	各区役所保健福祉センター福祉部福祉課・支 所区民福祉課・保健福祉センター保健予防課	事後	重要な変更にあたらな (市組織改正に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.62】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)略 (2)税務総合情報システム(税務システム)の利用についてIPアドレスによる端末認証を行う。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)略 (2)税務総合情報システム(税務システム)の利用についてコンピューター名による端末認証を行う。	事前	重要な変更にあたらな (ユーザ認証方法の変更によるリスク軽減)
	【P.62】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を自動発行、変更及び失効する。ただし、職員認証基盤を使用できない利用者は、事務内容、所属、職階、任用種別及び利用期間等に基づき、予め期間を定めて発行し、期間経過時に自動失効する。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 利用者認証に職員認証基盤を使用するため、職員情報に応じてアクセス権限を発行、変更及び失効する。ただし、職員認証基盤を使用できない利用者は、事務内容、所属、職階、任用種別及び利用期間等に基づき、予め期間を定めて発行し、期間経過時に自動失効する。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(重大事故の発生を除く。))
	【P.63】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(2)個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。また、管理を徹底するため、ハードコピーには端末番号と印刷日時を表示する。	(2)個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。また、管理を徹底するため、ハードコピー可能な画面、ユーザーをソフトウェアで制限する。	事前	重要な変更にあたらな (ハードコピーの制限によるリスク軽減)
	【P.65】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の消去ルール	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 特段の事情がない限り、情報が記録された資料を契約の終了までに返却すること及び保有する必要がなくなった情報を確実かつ速やかに切断、溶解及び消磁その他の復元不可能な方法によって処分することを定めるとともに、その遵守状況の報告を求め、必要に応じて作業現場等の実地確認を行うなどして、受託業者等に対する指揮監督の徹底を図っている。	1 税務総合情報システム(税務システム)等における措置 特段の事情がない限り、情報が記録された資料を契約の終了までに返却すること及び保有する必要がなくなった情報を確実かつ速やかに切断、溶解及び消磁その他の復元不可能な方法によって処分することを定めるとともに、電子情報の消去について写真その他の証拠を添えた証明書等の提出を求めるなど、その遵守状況の報告を求め、必要に応じて作業現場等の実地確認を行うなどして、受託業者等に対する指揮監督の徹底を図っている。	事前	重要な変更にあたらな (電子情報の消去状況確認の追加によるリスクの軽減)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	【P.66】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転 特定個人情報の提供・移転の記録	1 事務上における措置 公用閲覧簿等に閲覧記録(情報名、日時、相手方及び根拠等)を残し、3年間保存する。	1 事務上における措置 特定個人情報の取扱状況記録簿等に利用・提供の記録(情報名、日付、相手方等)を残し、10年間保存する。	事後	重要な変更にあたらぬ (保存年限の延長等によるリスク軽減)
	【P.71】Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)略 (2)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。 (3)端末は原則としてシンククライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 (4)データを定期的に別の電子記録媒体に保存し、別所に施錠保管することで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。	1 税務総合情報システム(税務システム)における措置 (1)略 (2)バックアップセンターのバックアップサーバ等は鍵付きの耐震ラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (3)部門サーバ等は鍵付きのラックに格納し、常時施錠された専用スペースに設置している。委託業者が作業する際は、職員が立ち合いする。 (4)端末は原則としてシンククライアント型を採用し、全てサーバ上で動作させることによりデータ漏えい・毀損のリスクを軽減している。 (5)データを定期的に別の電子記録媒体に保存し、別所に施錠保管することで、災害等発生時のデータ復旧に備えている。	事前	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたるため、評価の再実施を行う (特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(重大事故の発生を除く。))
	【P.76】Ⅴ 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請 ①連絡先	名古屋市役所市民経済局市民生活部市政情報室市政情報係	名古屋市役所スポーツ市民局市民生活部市政情報室市政情報係	事後	重要な変更にあたらぬ (市組織改正に伴う変更)